足立区

足立区の交通事故概要及び「第11次足立区交通安全計画」の進捗状況

～足立区の交通安全～

（令和７年度実績）

足立区　都市建設部　交通対策課



目　　次

ページ

第１部　交通安全計画の目標と交通事故の概要 1

第１章　交通安全計画の目標と実績…… 1

１　第 11 次足立区交通安全計画（令和３～７年度）の目標と実績 … 1

第２章　交通事故の概要 …… 2

１　全国の交通事故件数の推移 …… 2

２　東京都の交通事故件数の推移 …… 3

３　足立区の交通事故件数の推移と状況…… 6

ページ

第２部　目標に対する諸施策 20

第１章　道路交通環境の整備 …… 21

１　道路等の整備 …… 21

２　交通安全施設等の整備 …… 21

３　安全・安心な生活道路の構築 …… 24

４　自転車走行環境の整備 …… 24

５　渋滞対策 …… 25

６　駐車・駐輪施設の整備及び拡充 …… 25

７　その他の道路環境の整備 …… 26

第２章　交通安全意識の普及及び徹底 …… 28

１　交通安全教育等の推進 …… 28

２　交通安全組織の育成及び拡大 …… 32

３　交通安全の普及啓発活動 …… 35

第３章　交通秩序の維持 …… 46

１　交通規制の実施 …… 46

２　駐車秩序の確立 …… 47

３　指導取締りの強化 …… 51

第４章　安全運転と車両の安全確保 …… 55

１　安全運転の確保 …… 55

２　車両の安全性の確保 …… 59

第５章　交通事故に伴う救助・救急体制の整備 …… 61

１　救助・救急体制の充実 …… 61

ページ
第３部　その他の施策 63
第１章　被害者の支援 …… 64
１　交通事故相談業務の充実 …… 64
２　交通事故被害者等に対する連絡制度 …… 64
３　交通事故被害者等に対する救済制度 …… 64
４　自動車損害賠償責任保険等への加入促進 …… 65
第２章　災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保 … 66
１　災害に強い交通施設等の整備 …… 66
２　災害時の交通安全の確保 …… 67
第３章　鉄道及び踏切の交通安全 …… 69
１　鉄道の交通安全 …… 69
２　踏切の交通安全 …… 70

第１部　交通安全計画の目標と交通事故の概要

第１章　交通安全計画の目標と実績

１　第１１次足立区交通安全計画（令和３～７年度）の目標と実績

（１）事故死者数に関する目標（基本目標）と実績

■　目標①（基本目標）　■
令和７年までに区内の年間道路交通事故死者数を５人以下とする。

足立区では、「第１１次足立区交通安全計画（令和３～７年度）」において、年間道路交通事故死者数を５人以下にすることを目標にしていたが、令和７年の道路交通事故死者数は前年＋５人の９人で目標を達成することができなかった。

目標①（基本目標）	目標（上段）・実績値（下段）					
	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
令和７年までに区内の年間道路交通事故死者数を５人以下とする。	5人以下	5人以下	5人以下	5人以下	5人以下	5人以下
実績値→	8人	10人	8人	4人	9人	

（２）自転車利用者の交通ルール、走行マナーに関する目標と実績

■　目標②（補完的な目標）　■
令和７年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間５年間の平均で３２％以上にする。

「足立区政に関する世論調査」において、区民による居住地域の評価として設けている「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる」という設問を活用し、基本目標を補完する目標として上記の目標を設定し、令和７年度の世論調査では３１％に留まり目標をやや下回った。

目標②（補完的な目標）	目標（上段）・実績値（下段）					
	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
令和７年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間５年間の平均で３２％以上にする。	平均で３２％以上					
実績値→	31%	33%	30%	31%	31%	

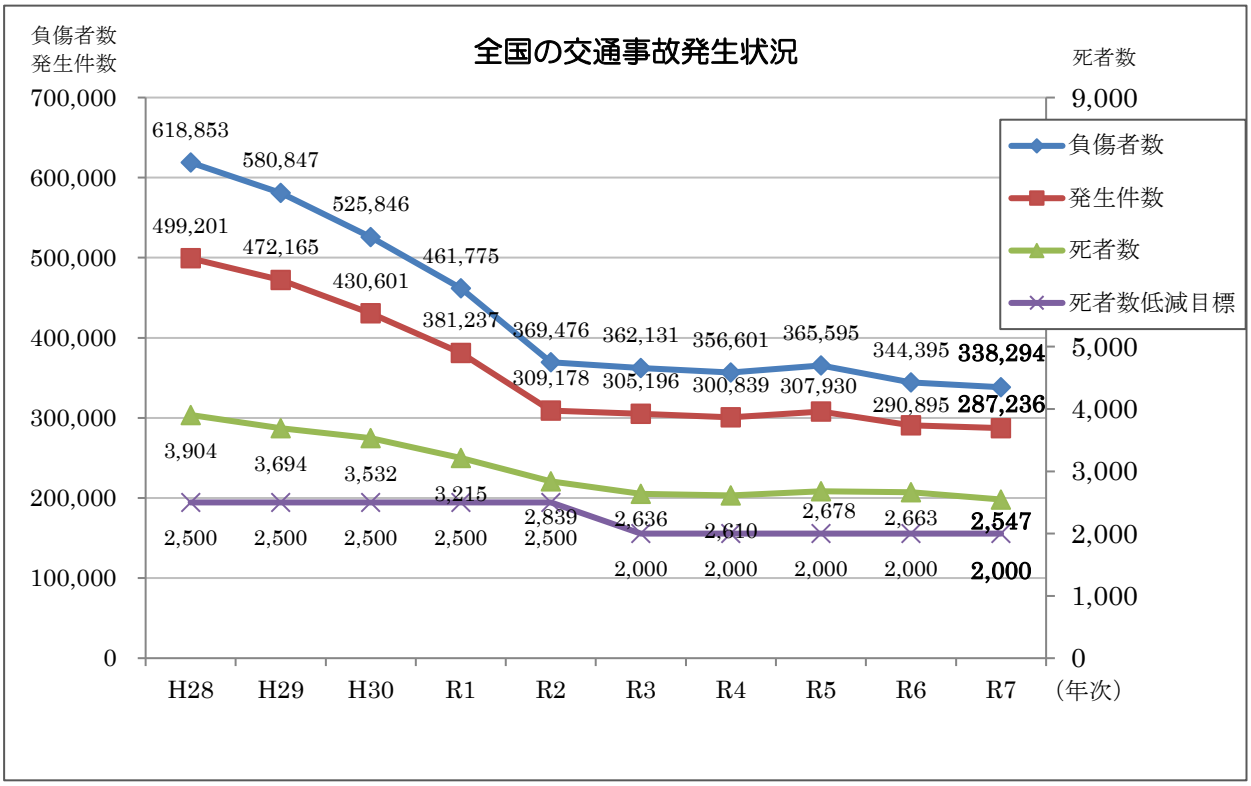
第２章　交通事故の概要

１　全国の交通事故件数の推移

（１）概要

令和７年の全国の交通事故による死者数は２，５４７人（前年比－１１６人）であった。平成２８年から令和４年まで７年連続で戦後最少を更新していたが、令和５年に発生件数、負傷者数とともに増加し、令和６年から再び減少に転じている。

なお、国で策定した第１１次交通安全基本計画（令和３年～令和７年）では、「令和７年までに２４時間死者数を２，０００人以下とすること」等を目標に掲げている。



都道府県別死者数（ワースト１０）

ワースト順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和５年	大阪 148	愛知 145	**東京 136**	北海道 131	千葉 127	埼玉 122	神奈川 115	兵庫・福岡 103		茨城 93
令和６年	**東京 146**	愛知 141	千葉 131	大阪 127	埼玉 113	神奈川・兵庫 109		北海道 104	茨城 94	福岡 91
令和７年	神奈川 139	**東京 134**	北海道 129	埼玉 125	千葉 122	大阪 120	愛知 112	兵庫 98	福岡 85	茨城 82

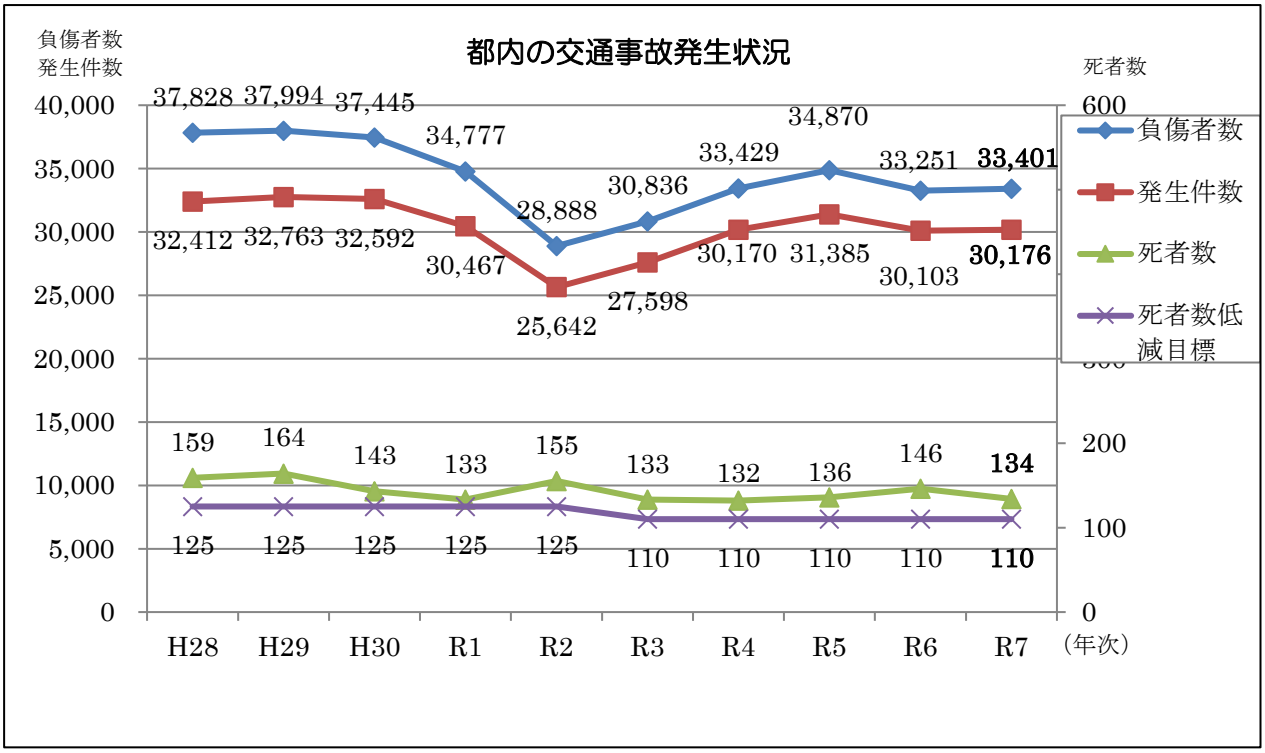
２　東京都の交通事故件数の推移

（１）概要

都内では発生件数、負傷者数はともに増加したが、死者数については令和６年より１２人減少し１３４人となった。

また、都内の区市町村別死者数で足立区は、練馬区と並びワースト１位の９人であった。

なお、第１１次東京都交通安全計画（令和３年～令和７年）では、「令和７年までに２４時間死者数を１１０人以下とすること」等を目標に掲げている。



区市町村別死者数（ワースト１０）

ワースト順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
令和５年	大田 11	世田谷 9	**足立**・江戸川・練馬 **8**			新宿・杉並 7		板橋・江東 6		台東・港 5
令和６年	大田 13	八王子 9	新宿・豊島・北・練馬 6				渋谷 5	港・江東・品川・杉並・**足立**・江戸川 **4**		
令和７年	**足立**・練馬 **9**		世田谷・板橋・江戸川 6				新宿・江東・大田・北 5			

（２）２３区の交通事故発生状況

区 (五十音順)	件数	件数の順位	死者	死者数の順位	重傷者	軽傷者	負傷者	負傷者数の順位	人口	人口当たりの順位（ワースト）		
										件数	死者	負傷者
足立	1,593	3	**9**	**1**	93	1,673	1,766	2	703,369	7	6	7
荒川	345	23	0	22	45	332	377	23	224,784	21	22	21
板橋	1,208	5	6	3	74	1,259	1,333	5	583,528	12	8	12
江戸川	1,265	4	6	3	96	1,317	1,413	4	697,414	16	12	16
大田	1,613	2	5	6	**131**	1,613	1,744	3	745,048	11	15	11
葛飾	950	11	4	10	78	944	1,022	11	472,558	13	13	13
北	524	20	5	6	81	484	565	20	367,432	23	5	23
江東	1,205	6	5	6	89	1,242	1,331	6	543,193	9	10	8
品川	933	12	2	17	66	945	1,011	12	415,644	8	18	9
渋谷	752	13	0	22	66	745	811	14	230,880	5	22	5
新宿	1,195	7	5	6	80	1,238	1,318	7	355,125	4	4	4
杉並	989	10	3	12	67	1,014	1,081	10	582,636	20	17	19
墨田	561	18	2	17	37	566	603	19	288,833	14	14	15
世田谷	**1,619**	**1**	6	3	114	**1,665**	**1,779**	**1**	928,666	18	16	17
台東	666	15	1	19	61	684	745	15	217,512	6	19	6
中央	729	14	3	12	51	770	821	13	191,015	2	2	2
千代田	561	18	3	12	42	595	637	18	69,139	**1**	**1**	**1**
豊島	512	21	3	12	22	525	547	21	296,129	19	9	20
中野	610	17	3	12	22	617	639	17	343,794	17	11	18
練馬	1,113	8	**9**	**1**	91	1,142	1,233	8	750,559	22	7	22
文京	459	22	1	19	33	466	499	22	236,981	15	20	14
港	1,004	9	4	10	83	1,036	1,119	9	269,877	3	3	3
目黒	624	16	1	19	49	634	683	16	282,607	10	21	10
合計	21,030		86		1,571	21,506	23,077		9,796,723			
２３区の平均	914.34		3.73		68.3	935.0	1,003.3		425,944			

※人口：東京都総務局「東京都の人口（推計）」（令和８年１月１日現在）

※面積：総務局行政部長通知「東京都区市町村別の面積について」（令和７年 10 月１日現在）

※道路延長：「東京都道路現況調書令和７年度」（東京都建設局道路管理部編）

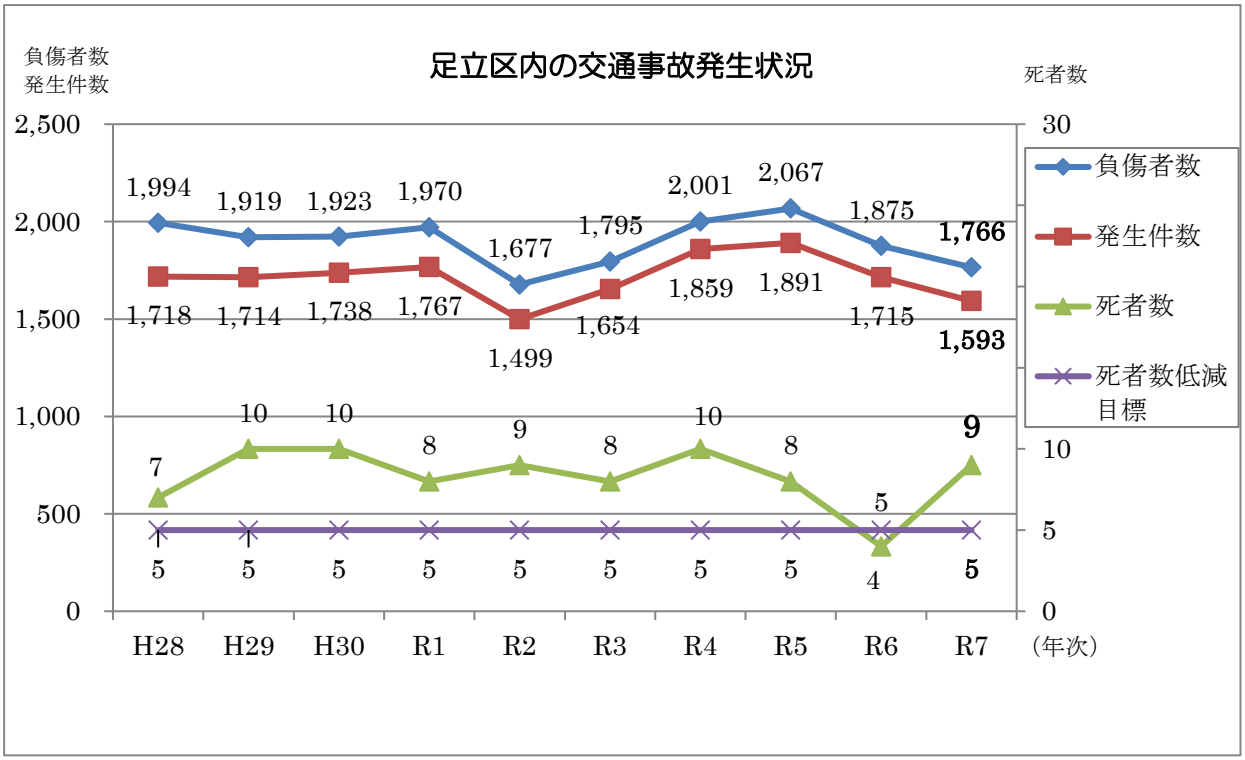
区（五十音順）	面積（㎢）	面積当たりの順位（ワースト）			道路面積（㎢）	道路面積当たりの順位（ワースト）			道路延長（㎞）	道路延長当たりの順位（ワースト）		
		件数	死者	負傷者		件数	死者	負傷者		件数	死者	負傷者
足立	53.25	15	10	15	10.08	21	9	21	1,079	17	8	17
荒川	10.16	14	22	14	1.67	14	22	16	215	16	22	15
板橋	32.22	13	9	12	5.87	15	7	14	741	15	10	13
江戸川	49.9	22	12	20	9.41	23	17	23	1,089	22	14	22
大田	61.86	20	20	21	7.64	12	15	12	851	10	13	10
葛飾	34.8	19	14	19	5.78	20	13	20	756	21	15	21
北	20.61	21	4	22	3.04	19	**1**	19	376	19	4	19
江東	42.99	17	13	17	5.77	13	11	11	398	5	6	5
品川	22.85	8	19	8	4.04	8	19	8	392	8	16	8
渋谷	15.11	4	22	6	2.79	3	22	4	271	6	22	6
新宿	18.22	3	2	3	3.42	**1**	2	**1**	357	2	3	2
杉並	34.06	16	18	16	4.64	10	16	10	689	18	19	18
墨田	13.77	9	11	10	2.96	18	14	18	297	11	12	11
世田谷	58.05	18	15	18	8.29	17	12	17	1,188	20	17	20
台東	10.11	2	16	2	2.63	5	21	5	259	7	20	7
中央	10.21	**1**	**1**	**1**	3.04	6	8	6	195	**1**	2	**1**
千代田	11.66	6	3	5	2.79	16	6	13	176	4	**1**	4
豊島	13.01	11	5	11	2.41	11	4	15	308	13	7	14
中野	15.59	12	7	13	2.17	2	3	2	369	14	9	16
練馬	48.08	23	8	23	7.54	22	5	22	1,147	23	11	23
文京	11.29	10	17	9	1.96	7	18	7	207	9	18	9
港	20.36	5	6	4	4.53	9	10	9	306	3	5	3
目黒	14.67	7	21	7	2.33	4	20	3	360	12	21	12
合計	622.83				104.80				12,026			
２３区の平均	27.07				4.55				522.86			

３　足立区の交通事故件数の推移と状況

（１）概要

足立区内では、死者数９人（前年比＋５人）となり増加したが、発生件数１，５９３件（前年比－１２２件）、負傷者数１，７６６人（前年比－１０９人）ともに減少した。発生件数は都内ワースト３位、負傷者数は都内ワースト２位であった。

なお、第１１次足立区交通安全計画（令和３年～令和７年）では、「令和７年までに区内の年間道路交通事故死者数を５人以下とする」を基本目標に掲げている。



新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等で人出が減ったとされる令和２年から、発生件数及び負傷者数はともに上昇傾向にあり、令和４年以降負傷者数については２年連続で２，０００人を超えていたが、令和６年から再び減少傾向に転じている。

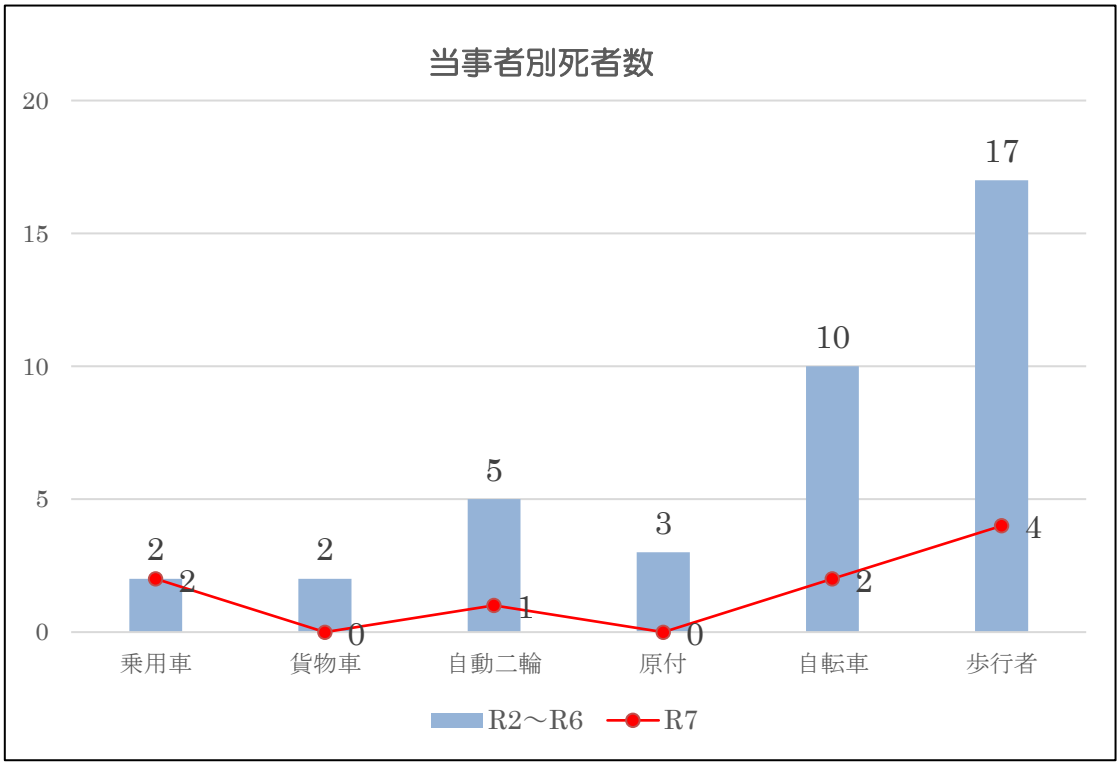
（２）当事者別死傷者数の推移

ア　当事者別死者数の推移

令和２年から令和６年までの過去５年間の死者数を当事者別に見ると歩行者が１７人と最も多く、次いで自転車が１０人の順となっている。

令和７年については歩行者が４人と最も多く、次いで乗用車と自転車が２人となっている。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乗用車	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
貨物車	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
自動二輪	1	1	2	1	0	0	2	**3**	0	1
原付	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0
自転車	2	2	1	2	2	2	2	**3**	1	2
歩行者	**4**	**6**	**7**	**5**	**5**	**3**	**5**	2	**2**	**4**
合計	7	10	10	8	9	8	10	8	4	9

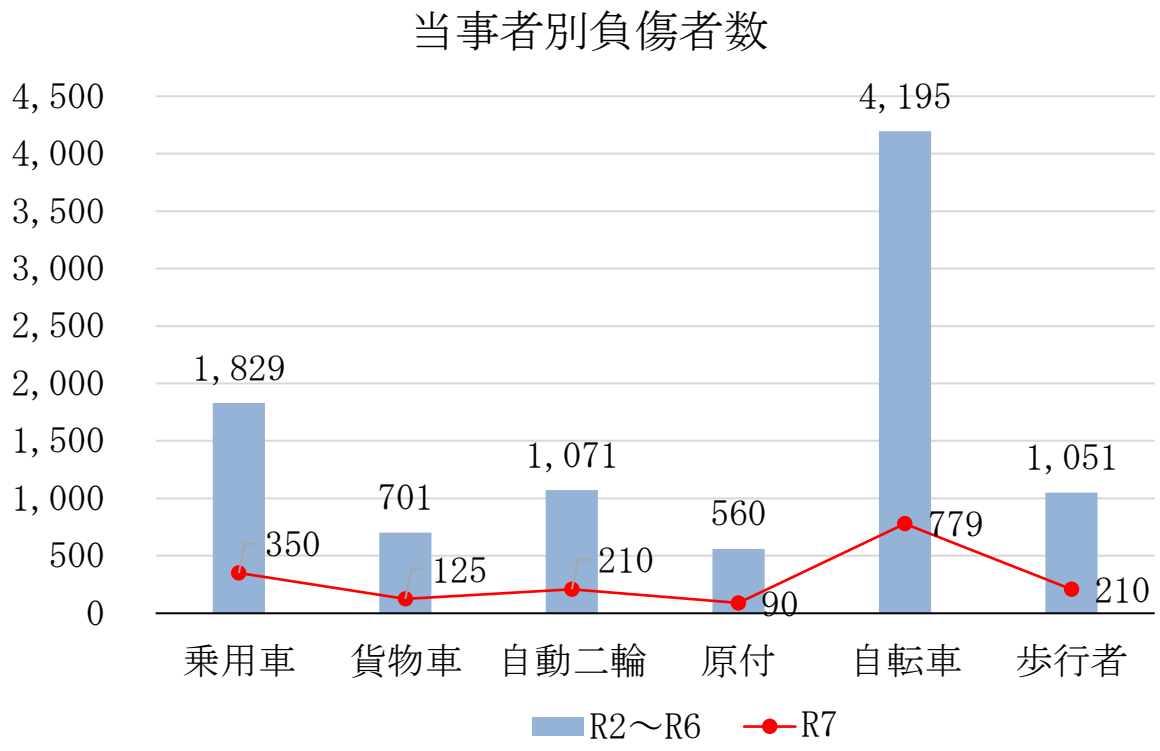


イ　当事者別負傷者数の推移

令和２年から令和６年までの過去５年間の負傷者数を当事者別に見ると自転車が４，１９５人と最も多く、次いで乗用車が１，８２９人となっている。

令和７年についても同様に、自転車が７７９人と最も多く、次いで乗用車が３５０人の順である。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乗用車	**627**	533	483	461	390	406	328	374	331	350
貨物車	197	159	171	134	115	148	146	148	144	125
自動二輪	201	230	185	211	208	205	233	226	199	210
原付	137	123	107	126	96	118	112	122	112	90
自転車	591	**652**	**712**	**792**	**672**	**711**	**945**	**981**	**886**	**779**
歩行者	241	222	263	246	193	207	234	214	203	210
その他	0	0	2	0	3	0	3	2	0	2
合計	1,994	1,919	1,923	1,970	1,677	1,795	2,001	2,067	1,875	1,766



（３）年齢層別事故状況

ア　年齢層別発生状況

事故件数が最も多いのは５０歳代で、次いで４０歳代の順となっている。

死者数が最も多いのは８０歳以上である。重傷者数が最も多いのは３０歳代、次いで５０歳代となっており、軽傷者数が最も多いのも５０歳代で、次いで４０歳代の順となっている。

令和７年	事故件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
幼児	2	0	1	14
小学生	55	0	2	59
中学生	40	0	4	26
高校生	67	0	6	50
20 歳未満	48	0	3	30
20 歳代	376	1	11	210
30 歳代	365	0	**15**	222
40 歳代	442	0	7	266
50 歳代	**554**	2	14	**303**
60 歳代	391	1	12	194
70 歳代	276	1	13	167
80 歳以上	178	**4**	5	132

イ　年齢層別死者数の推移

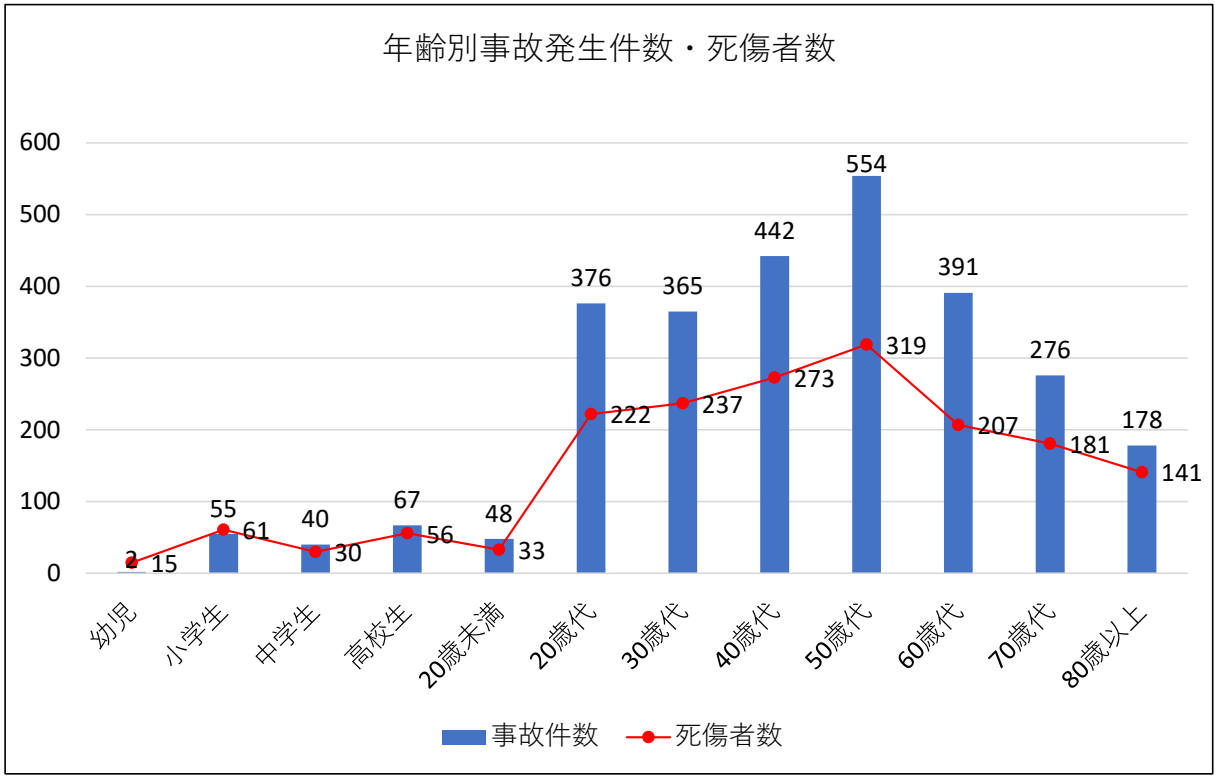
令和７年の交通事故死者は８０歳代が４名と最も多く合計９名であった。

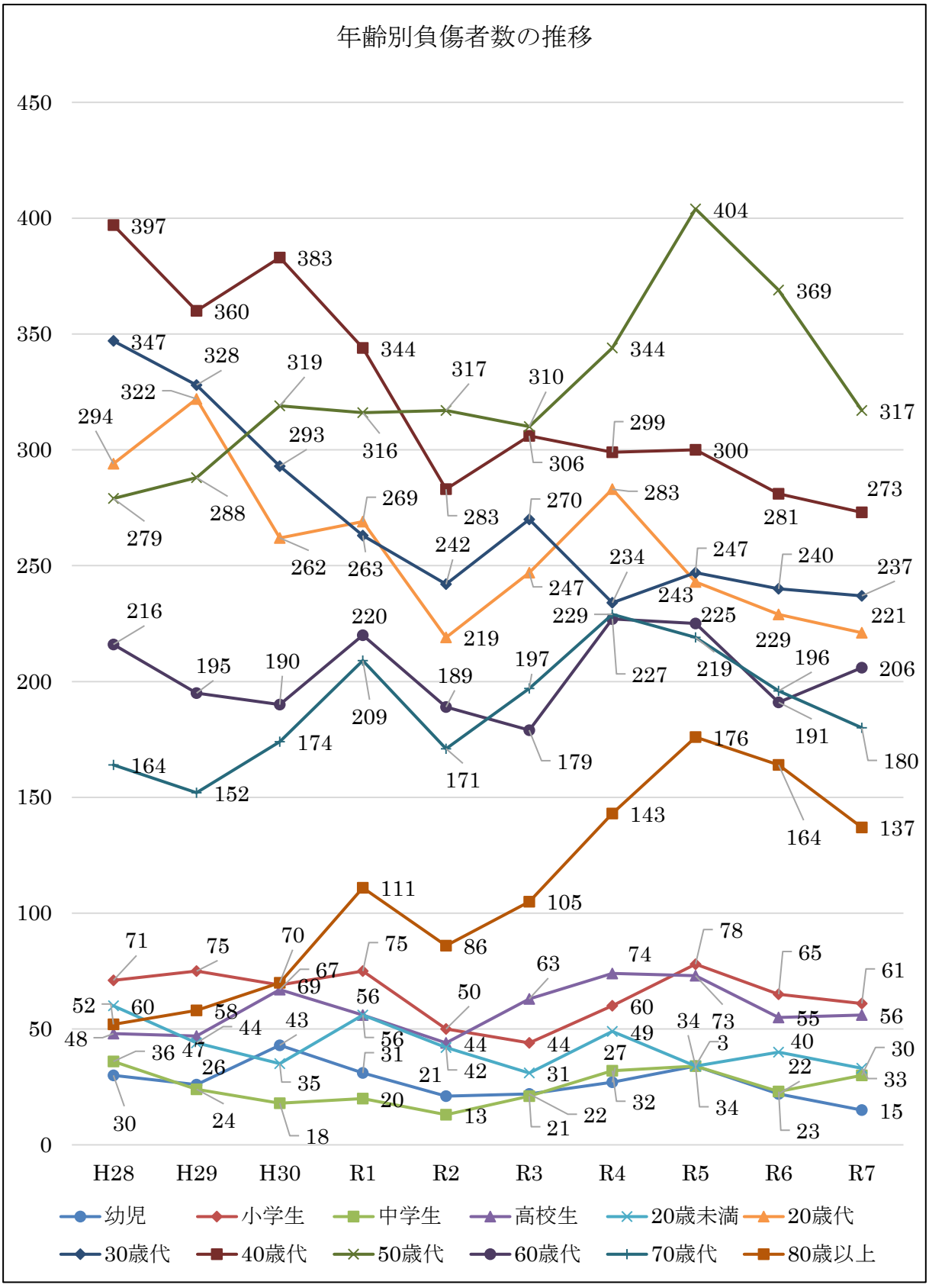
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
幼児	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 歳代	**2**	**3**	1	**2**	0	0	0	0	0	1
30 歳代	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0
40 歳代	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0
50 歳代	1	1	1	0	1	2	3	**2**	0	2
60 歳代	1	1	1	1	**5**	**4**	1	0	**2**	1
70 歳代	1	1	**3**	1	1	2	**4**	**2**	1	1
80 歳以上	0	0	2	**2**	1	0	1	1	1	**4**
合計	7	10	10	8	9	8	10	8	4	9

ウ　年齢層別負傷者数の推移

令和７年の交通事故負傷者数は50歳代が最も多く次いで40歳代であった。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
幼児	30	26	43	31	21	22	27	34	22	15
小学生	71	75	69	75	50	44	60	78	65	61
中学生	36	24	18	20	13	21	32	34	23	30
高校生	48	47	67	56	44	63	74	73	55	56
20 歳未満	60	44	35	56	42	31	49	34	40	33
20 歳代	294	322	262	269	219	247	283	243	229	221
30 歳代	347	328	293	263	242	270	234	247	240	237
40 歳代	**397**	**360**	**383**	**344**	283	306	299	300	281	273
50 歳代	279	288	319	316	**317**	**310**	**344**	**404**	**369**	**317**
60 歳代	216	195	190	220	189	179	227	225	191	206
70 歳代	164	152	174	209	171	197	229	219	196	180
80 歳以上	52	58	70	111	86	105	143	176	164	137
合計	1,994	1,919	1,923	1,970	1,677	1,795	2,001	2,067	1,875	1,766




年齢別負傷者数の推移
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
幼児
小学生
中学生
高校生
20歳未満
20歳代
30歳代
40歳代
50歳代
60歳代
70歳代
80歳以上

エ　年齢層別負傷者数の傾向

（ア）２０歳代～５０歳代の傾向

令和７年の交通事故負傷者数は２０歳代から６０歳代が多いが、過去１０年間の推移をみると、２０歳代、３０歳代、４０歳代は減少傾向である。一方で、５０歳代は増減あるものの横ばいを推移している。

これらの年代については、現在、交通安全の啓発機会が少ない一方で、大人が手本となることで、子ども達への交通安全啓発への波及も狙えるため、子育てサロン、小学校での自転車教室に従事している保護者に対してなど様々な機会を通じて、積極的に啓発を行っていく。

（イ）６０歳代～８０歳以上の傾向

６０歳代、７０歳代は横ばい傾向であるが、８０歳以上は交通事故負傷者数こそ少ないものの令和３年以降は増加傾向である。

高齢者は個人差があるが、一般的に加齢に伴い身体機能等が低下していくため、高齢者自身が身体機能等の低下に気付いてもらえるよう、危険な場面の映像なども活用して教育をさらに強化していく。

（ウ）幼児～高校生までの傾向

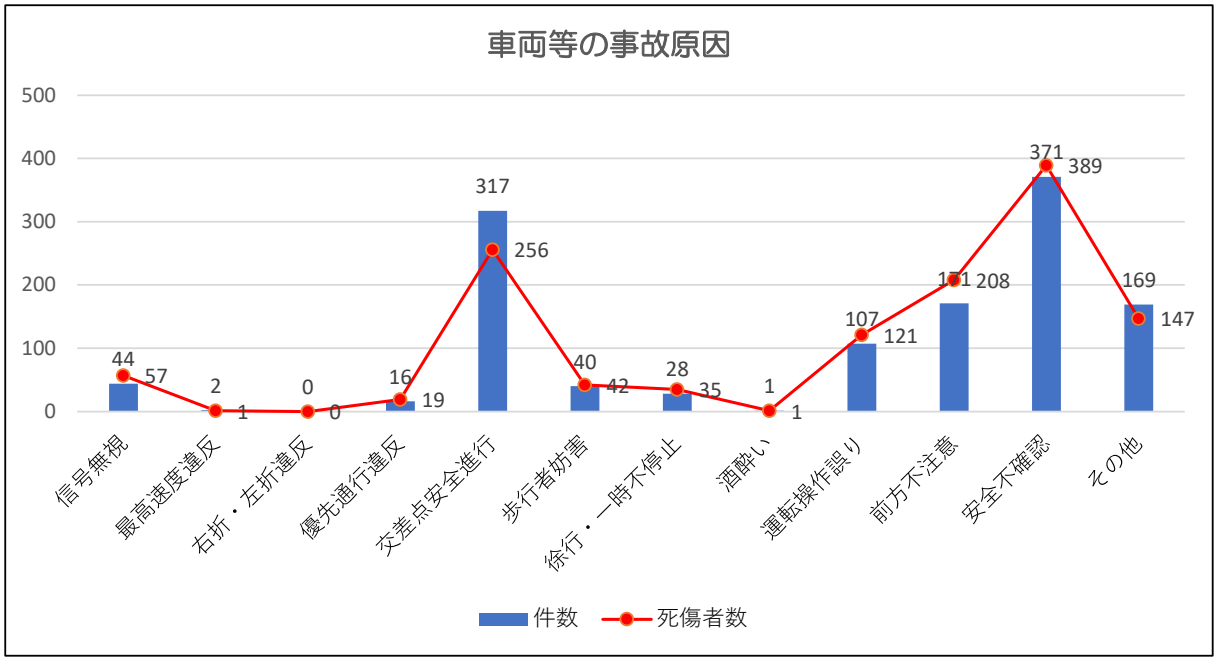
幼児、小学生、中学生、高校生については、横ばい傾向にあるが、次世代を担う子どもの命を交通事故から守る対策は極めて重要であり、キッズ・ゾーンやゾーン３０の整備、通学路の安全点検などに加え、子どもの発達段階に応じた効果的な交通安全教育に取り組んでいく必要がある。

（４）当事者別の事故原因

ア　車両等の事故原因

令和７年の車両等の事故原因として、「安全不確認」によるものが３７１件と最も多く、違反ありの２９．３％を占めている。続いて「交差点安全進行」義務違反によるものが３１７件で違反ありの２５．０％を占めている。

令和７年		件数（割合）	死者	重傷者	軽傷者
違反あり	信号無視	44（ 3.5%）	2	11	44
	最高速度違反	2（ 0.2%）	1	0	0
	右折・左折違反	0（ 0.0%）	0	0	0
	優先通行違反	16（ 1.3%）	0	8	11
	交差点安全進行	317（25.0%）	0	14	242
	歩行者妨害	40（ 3.2%）	3	4	35
	徐行・一時不停止	28（ 2.2%）	0	3	32
	酒酔い	1（ 0.1%）	0	0	1
	運転操作誤り	107（ 8.5%）	0	3	118
	前方不注意	171（13.5%）	1	3	204
	安全不確認	371（29.3%）	0	14	375
	その他	169（13.3%）	1	7	139
違反なし		446	0	0	0



イ　自転車の事故原因

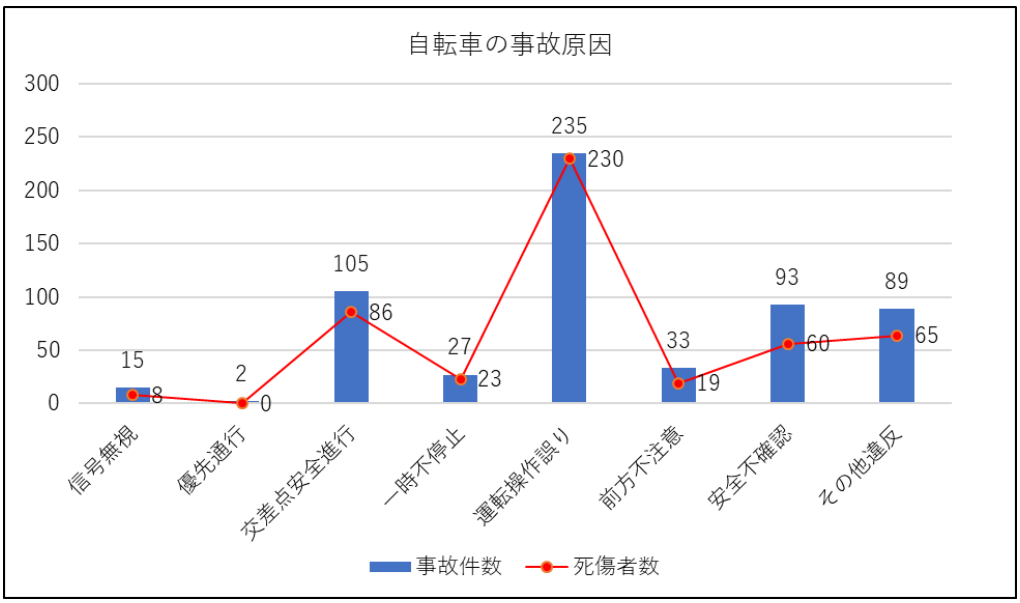
令和７年の自転車の事故原因は「違反なし」「その他違反」を除くと「運転操作誤り」によるものが２３５件で最も多く、違反ありの３９．２％を占めている。続いて「交差点安全進行」が１０５件で、違反ありの１７．５％を占めている。

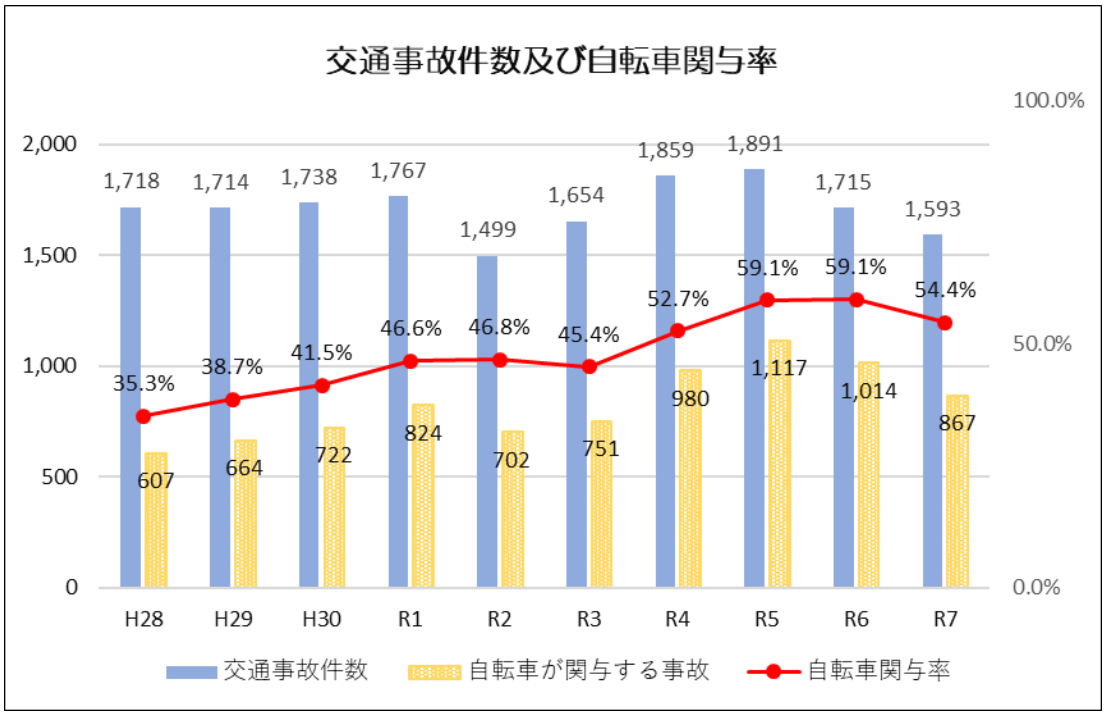
（ア）「運転操作誤り」に対しては、単独事故が増えている可能性があり、各種交通安全教室の実施（Ｐ２８～３２）や自転車キャンペーン（Ｐ４２、Ｐ４４、Ｐ５６）等を通じて積極的に啓発していく。

（イ）「交差点安全進行」に対しては、自転車シミュレータの活用（Ｐ３６、３７）、各種交通安全教室の実施（Ｐ２８～３２、Ｐ３５）や自転車キャンペーン等を通じて積極的に啓発していく。

（ウ）自転車保険への加入義務化（Ｐ２９）、及び自転車用ヘルメットの着用努力義務化（Ｐ３５～４１）を周知し、自転車事故に備えるよう啓発していく。

令和７年		事故件数（割合）	死者数	重傷者数	軽傷者数
違反あり	信号無視	15（ 2.5%）	0	4	4
	優先通行	2（ 0.3%）	0	0	0
	交差点安全進行	105（17.5%）	0	9	77
	一時不停止	27（4.5%）	0	1	22
	運転操作誤り	235（39.2%）	0	0	230
	前方不注意	33（ 5.5%）	0	0	19
	安全不確認	93（15.5%）	0	4	56
	その他違反	89（14.9%）	0	1	64
違反なし		268	2	11	277





過去１０年間で区内の自転車が関与する事故では、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言のあった令和２年、令和３年を除き、平成２８年以降増加傾向にあったが、令和６年からは減少している。

自転車は幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用している。また、新型コロナウイルスの影響で、公共交通機関を避け自転車通勤等も増えている。

このような背景もあり、自転車が関与する事故の割合は年々増加傾向になり、令和５年と令和６年は５９．１％と最も高くなったが令和７年は５４．４％に減少した。

引き続き幅広い年齢層の自転車利用者に自転車利用ルールの徹底を図るための交通安全教育・啓発活動を充実させていく。

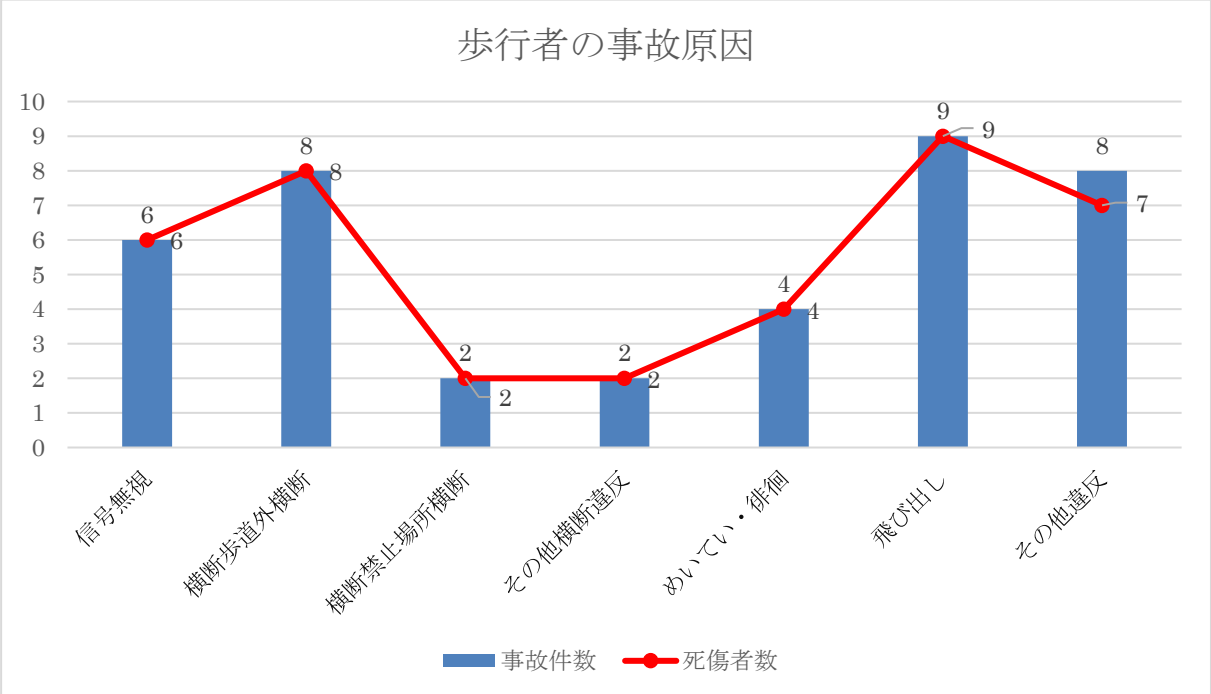
ウ　歩行者の事故原因

令和７年の歩行者の事故原因は「違反なし」「その他違反」を除くと「飛び出し」によるものが９件で最も多く２３．１％を占めており、続いて「横断歩道外横断」「信号無視」の順で多くなっている。

（ア）「飛び出し」「横断歩道外横断」「信号無視」については、各種交通安全教室の実施（Ｐ２８～３２、Ｐ３５、Ｐ３６）や各種キャンペーン（Ｐ４４）等で交通安全について啓発していく。

（イ）「めいてい・徘徊」については、酒類を提供する店舗に対する交通安全指導（Ｐ５６）や各種キャンペーンを実施する（Ｐ４４）。

令和７年		事故件数（割合）	死者数	重傷者数	軽傷者数
違反あり	信号無視	6（15.4%）	0	3	3
	横断歩道外横断	8（20.5%）	0	2	6
	横断禁止場所横断	2（ 5.1%）	0	1	1
	その他横断違反	2（ 5.1%）	0	1	1
	めいてい・徘徊	4（10.3%）	1	2	1
	飛び出し	9（23.1%）	0	1	8
	その他違反	8（20.5%）	0	1	6
違反なし		174	3	12	161

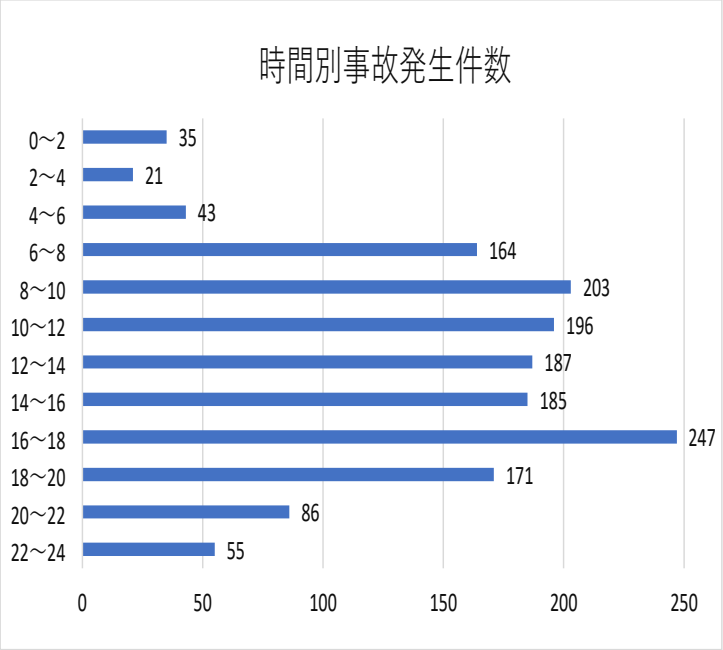


（５）時間帯別交通事故の発生状況

ア　時間帯別交通事故の発生状況（全年齢層）

令和７年の事故件数は８時から 10 時、16 時から 18 時が多く、負傷者数についても同じ時間帯が多くなっている。

時間帯	件数	死者	重傷者	軽傷者
0～2	35	0	3	36
2～4	21	0	3	22
4～6	43	**2**	6	42
6～8	164	0	11	171
8～10	**203**	0	**14**	**214**
10～12	196	0	10	199
12～14	187	1	10	197
14～16	185	1	4	198
16～18	**247**	1	**14**	**268**
18～20	171	1	8	177
20～22	86	2	5	93
22～24	55	1	5	56



イ　子ども・高齢者の時間帯別交通事故の死傷者数

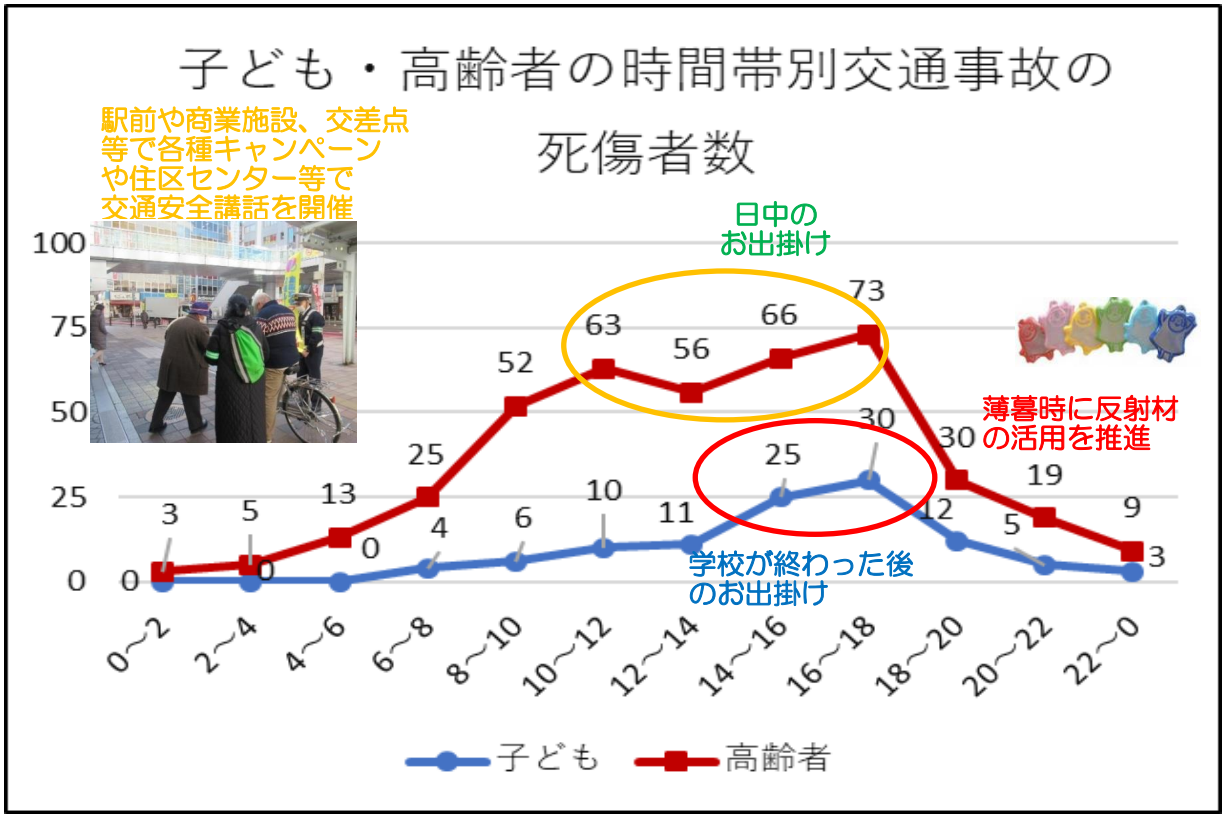
時間帯	子ども	高齢者
0～2	0	3
2～4	0	5
4～6	0	13
6～8	4	25
8～10	6	52
10～12	10	63
12～14	11	56
14～16	25	66
16～18	30	73
18～20	12	30
20～22	5	19
22～24	3	9

令和７年の子どもの死傷者数については、１６時から１８時の時間帯が多くなっており、学校が終わった後に出掛ける時間帯に多く発生している傾向がある。

また、高齢者の死傷者数は１６時から１８時を筆頭に日中の時間帯が多く、買い物や通院等でお出掛けした際に多く発生していると思われる。

その前後の時間帯も多いため、駅前や商業施設、交差点等で各種キャンペーン（Ｐ４４）や住区センター等で交通安全講話（Ｐ３５）を開催し、交通安全について啓発していく。

また、薄暮時には反射材を活用し、交通安全対策を推進する必要がある（Ｐ４２）。

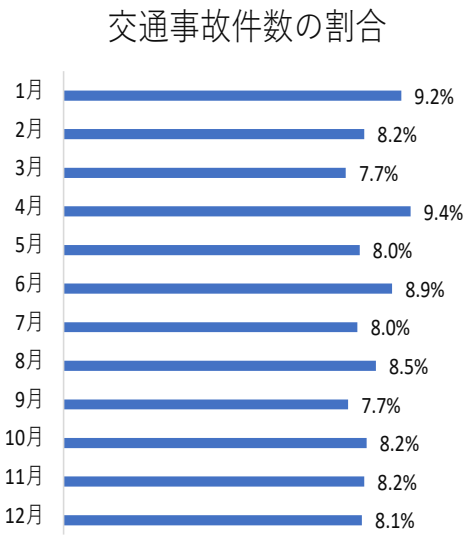


（６）月別交通事故の発生状況

発生件数、死者、負傷者数とも４月が最も多かった。

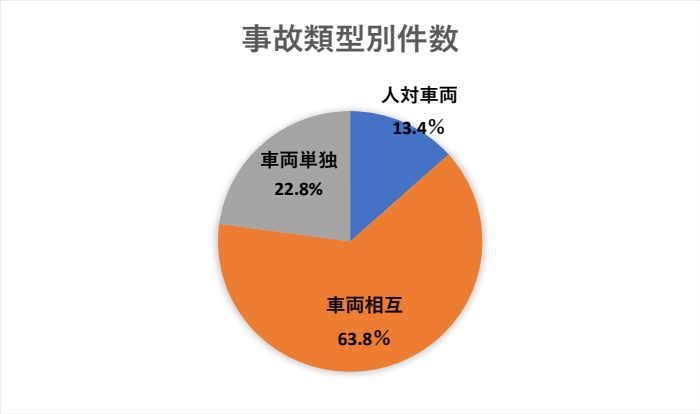
新生活が始まり、交通量や人の流れが変化したことが原因の一つであると考えられる。

令和７年	件数	死者	重傷者	軽傷者
１月	146	1	5	151
２月	130	1	4	140
３月	122	0	4	146
４月	**150**	**3**	**10**	**160**
５月	128	0	5	132
６月	142	0	8	155
７月	127	0	8	130
８月	135	1	8	140
９月	123	1	27	109
10月	131	0	4	137
11月	130	1	6	140
12月	129	1	4	133



（７）事故類型別発生状況

令和７年の発生件数では、車両相互の事故が最も多く、全体の６３．８％を占めている。出会い頭による事故が２２．０％と最も多く、次いで追突事故が１５．９％となっている。



事故類型別発生状況

	区分	件数（割合）	死者	重傷者	軽傷者
人対車両	対面・背面通行中	42（ 2.6%）	0	0	42
	横断歩道横断中	91（ 5.7%）	4	10	89
	その他横断中	44（ 2.8%）	0	7	39
	路上横臥	4（ 0.3%）	1	3	0
	その他	32（ 2.0%）	0	3	29
	小　　計	213（13.4%）	5	23	199
車両相互	正面衝突	17（ 1.1%）	0	0	19
	追突	254（15.9%）	1	4	314
	出会い頭	350（22.0%）	1	27	362
	追い越し・追い抜き時	67（ 4.2%）	0	7	66
	すれ違い時	27（ 1.7%）	0	2	29
	左折時	103（ 6.5%）	1	10	104
	右折時	125（ 7.8%）	0	16	130
	その他	73（ 4.6%）	0	1	84
	小　　計	1,016（63.8%）	3	67	1,108
車両単独		364（22.8%）	1	3	366
踏切		0（ 0.0%）	0	0	0
総　　計		1,593（100.0%）	9	93	1,673

第２部　目標に対する諸施策

＜「目標①、②」及び「重視すべき３つの柱」に対する諸施策＞

第２部では、区内の交通事故の現状と課題を踏まえ、設定した重視すべき３つの柱との関係を示しながら、計画目標を達成するために必要な５つの諸施策について、取組内容を示します。

①：令和７年までに区内の年間道路交通事故死者数を５人以下とする。
②：令和７年に「自転車利用者の交通ルール、走行マナーが良いと感じる区民の割合」を計画期間５年間の平均で３２％以上にする。
　　→ 目標

㋕：高齢者及び子どもの交通安全確保
㊒：自転車の安全利用推進
㊓：二輪車の交通事故防止
　　→ 重視すべき３つの柱

「目標①、②」及び「重視すべき３つの柱」に対する諸施策						
５つの施策	取組	目標		３つの柱		
		①	②	㋕	㊒	㊓
第１章 道路交通環境の整備	1 道路等の整備	○	○	○	○	○
	2 交通安全施設等の整備	○	○	○	○	○
	3 安全・安心な生活道路の構築	○	○	○	○	○
	4 自転車走行環境の整備	○	○		○	
	5 渋滞対策	○				○
	6 駐車・駐輪施設の整備及び拡充	○	○		○	○
	7 その他の道路環境の整備	○	○	○	○	○
第２章 交通安全意識の普及及び徹底	1 交通安全教育等の推進	○	○	○	○	○
	2 交通安全組織の育成及び拡大	○	○	○	○	○
	3 交通安全の普及啓発活動	○	○	○	○	○
第３章 交通秩序の維持	1 交通規制の実施	○	○	○	○	○
	2 駐車秩序の確立	○	○		○	○
	3 指導取締りの強化	○	○		○	○
第４章 安全運転と車両の安全確保	1 安全運転の確保	○	○	○	○	○
	2 車両の安全性の確保	○	○		○	
第５章 救助・救急体制の整備	1 救助・救急体制の充実	○		○	○	○

＜本文中の取組主体の見方＞

各取組に、それぞれ担当する機関を記載しております。また、主管となる機関を**太字・ゴシック**で記載しております。以下の例の場合は、足立区が主管となります。

例（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

第１章　道路交通環境の整備

１　道路等の整備　（㊂・自・輸）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

整備が完成した区間はなかったため、都市計画道路の整備に伴う歩道の整備には至っていないが、令和７年度は都市計画道路の整備に向けた設計等を実施した。

実施機関	道路等の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・国・都	歩道の整備（バリアフリー化等）	都市計画道路の整備	－	－	97m	280m	－	継続実施
【区：道路整備課】実績値→			－	－	0m	377m	0m	

２　交通安全施設等の整備

（１）交差点の改良　（㊂・自・輸）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署）

整備が完成した区間はなかったため、都市計画道路の整備に伴う交差点の改良には至っていないが、令和７年度は都市計画道路の整備に向けた設計等を実施した。

（２）防護柵の整備　（㊂・輸）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

区道については、職員及び委託業者による巡回点検を実施し、適宜、更新・修繕等を行い、歩行者・自転車・自動車等が安全で円滑に通行できるよう安全性を確保した。

（３）道路照明の整備　（㊂・自・輸）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

区道については、街路灯保守点検作業を委託し、区内全域の区管理街路灯の巡回及び保守点検を行っている。ランプ定期交換及びＬＥＤ灯定期清掃（年間１０，０００灯程度）、不点、点滅、昼点等の補修（年間３００か所程度）、分電盤点検（区内全域１回／年）、昼間巡回点検（区内全域３回／年）、夜間巡回点検（区内全域２回／年）、腐食度調査（区内全域１回／年）、事故発生等緊急保守作業。

（４）信号機の整備・高度化　（㊂・自・輸）

（**四警察署**）

ア　「千住一丁目交差点」に音響式信号を設置した。（千住警察署）

イ　要望のあった音響式信号機について、２４時間運用に変更して歩行の安全を向上させた。

管内には、①歩行者用画像感知器を活用して赤信号で横断を開始する歩行に対して音声で警告を発する機能②青信号の時間内に渡り切れないと思われる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能③逆に横断歩行者がいない場

合には青信号時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する信号機の設置はなし。設置には、本部交通管制課との協議となる。（西新井警察署）

ウ　足立入谷北交差点の歩行者用灯器について、ゆとりシグナル化を本部に上申した。（竹の塚警察署）

（５）事故多発地点対策のための交通安全施設整備　（㊂・自・輸）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署）

区内各所において、警察からの要望によりカラー舗装を整備し、車線構成の変更を行った。地元からの陳情に迅速な対応を徹底し、自転車ストップマークの路面標示や巻き看板、カーブミラー等を設置した。

（６）交通情報収集・提供機能の強化　（輸）　（**四警察署**）

都道、国道に数カ所設置。設置に関しては、道路管理者と本部交通管制課との協議となる。（西新井警察署）

（７）ＩＴＳ（高度道路交通システム）（※）の活用推進　（輸）　（**四警察署**）

※　ＩＴＳ：最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞等といった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システム。

令和５年度に都道（環七通り鹿浜交差点）に設置。

設置に関しては、本部交通管制課との協議を要する。（西新井警察署）

実施機関	交通安全施設等の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・国・都・署	交差点の改良	より安全な交差点へ改良	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：道路整備課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・国・都	防護柵の整備	防護柵の設置及び定期的な安全点検	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：道路維持課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・国・都	道路照明の整備	適切な照度の確保のため定期的な点検・巡回を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：安全設備課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	信号機の整備・高度化	信号機の整備・高度化について協議・調整を行う	協議・調整	→	→	→	→	継続協議・調整
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	
区・署	事故多発地点対策のための交通安全施設整備	各道路管理者とその都度協議	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：道路維持課】【都：第六建設事務所】【国：東京国道事務所】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
署	交通情報収集・提供機能の強化	早期実現に向け、都と連携する	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	
署	ＩＴＳの活用推進	早期実現に向け、都と連携する	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	

３　安全・安心な生活道路の構築

（１）歩道の整備　（㊂・自）

整備が完成した区間はなかったため、都市計画道路の整備に伴う歩道の整備には至っていないが、令和７年度は都市計画道路の整備に向けた設計等を実施した。

（２）生活道路における交通事故防止対策の推進　（㊂・自・輸）　（**足立区**・四警察署）

ア　区としては、通学路点検における要望から、交差点や曲がり角に区域線などの再整備を行い、視認性を向上させた。

イ　通学路の安全対策として、統合した小学校に接する通学路に横断歩道を新設したほか、交通環境が変化したゾーン３０区域内の道路に、狭窄や強調表示等のデバイスの補修や追加設置などの安全対策を実施した。（西新井警察署）

ウ　小学校の通学路、公園、住宅街にあたる舎人６丁目地区の約１３０，０００㎡に渡るエリアにゾーン３０を設定した。（竹の塚警察署）

実施機関	安全・安心な生活道路の構築	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・国・都	歩道の整備	都市計画道路の整備			97m	280m		継続実施
【区：道路整備課】実績値→			—	—	0m	377m	0m	
区・署	生活道路における交通事故対策の推進	ゾーン３０の整備等各種交通対策を協議・調整する	協議・調整	→	→	→	→	継続協議・調整
【区：道路維持課】【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	

４　自転車走行環境の整備

（１）自転車走行環境の現状と今後の整備（自）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所・四警察署）

足立区自転車活用推進計画に基づき、自転車走行環境整備を進めている。自転車専用通行帯については、環七北通りの一部である１，０８０ｍの整備を行った。

自転車ナビマークについては、北綾瀬駅周辺北地区で４，７７０ｍ、五反野駅周辺で７，３７０ｍ、合計で１２，１４０ｍの整備を行った。



足立区自転車活用推進計画

（２）自転車シェアリング利用者への普及啓発（自）　（足立区）

サイクルステーションを８２個増設し、令和８年３月末時点の区内サイクルポート数は３００か所となり、令和２年２月末の５９か所から約５．１倍となった。

また、一か月あたりの利用者数が令和８年３月は約２２，８００人となり、令和２年２月の約１，１００人から約２０．７倍となった。

実施機関	自転車走行環境の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都・署	自転車走行環境の整備	自転車専用通行帯、ナビライン、ナビマーク等の整備	12,700m	10,000m	4,000m	10,400m	4,400m	継続実施
			都市計画道路等については道路の整備に合わせ実施					
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→			14,265m	7,580m	5,250m	7,787m	13,220m	
区	自転車シェアリング利用者への普及啓発	足立区シェアサイクル事業	実証実験	未定	未定	未定	本格実施	本格実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→			実証実験	実証実験	実証実験	実証実験	実施	



シェアサイクルのポート



自転車ナビマーク

５　渋滞対策（輪）　（足立区・国道事務所・都第六建設事務所・**四警察署**）

道路管理者と連携し、推進していく。（四警察署）

実施機関	渋滞対策	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	7年以降
区・国・都・署	渋滞対策	ＩＴＳの活用による渋滞の解消	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	

６　駐車・駐輪施設の整備及び拡充　（自・輪）　（足立区）

西新井大師西駅周辺は自転車利用者の需要に対して、自転車収容台数が大幅に不足していることから、西新井大師西駅第４自転車駐車場の増設整備を行った。整備

の結果、普通自転車６７台、大型自転車３２台、合計９９台分の収容台数を増やした。

民営自転車等駐車場設置費補助については、北綾瀬駅周辺において１箇所の設置費補助を行った。

実施機関	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	自転車の利用状況や民間自転車駐車場の設置状況を勘案して、区営の自転車駐車場の新設・改修	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→			１箇所	２箇所	１箇所	２箇所	１箇所	
区	駐車・駐輪施設の整備及び拡充	「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の新設	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	２箇所	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→			２箇所	１箇所	０箇所	０箇所	１箇所	

７　その他の道路環境の整備

（１）無電柱化の推進　（㊂・自・輪）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

整備が完成した区間はなく、無電柱化の推進には至っていないが、令和７年度は都市計画道路の整備に向けた設計等を実施した。

（２）道路工事の抑制

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

年に２回道路工事調整会議を開催した。道路工事調整会議では、各占用企業者等が一堂に集結し各工事状況について情報提供を行った。会議を行うことで、工期の短縮及び重複工事を防ぎ円滑な道路工事を行った。

（３）不法占用物件等の排除　（㊂・自・輪）

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

令和７年度は、区道上の不法占用・不法投棄計８１８件について、対応を実施した。

（４）通学路の安全点検　（㊂）

（**足立区**・都第六建設事務所・四警察署）

関係各所の協力のもと、定期点検として予定していた２３校に加え、臨時で１校において実施し、合計２４校の通学路点検を行った。

点検の結果、路面標示の新設・塗り直し（３５か所）や、危険箇所へ注意喚起の看板の設置（５か所）、ガードパイプなどの交通安全設備の設置（４箇所）、学童擁護員の配置（１箇所）及び信号機設置位置の調整（１か所）などの対策を行った。

（５）キッズ・ゾーンの設定　（㊂）

（**足立区**・四警察署）



令和４年度にモデル整備を実施済み。

令和５年度に区内警察署・区の道路管理所管課と協議を行い、７カ所の保育施設が集中している「足立区東綾瀬地区（都立東綾瀬公園周辺）」をモデル地域として選定した。令和７年度は令和６年度から引き続き、通行する車両に対する注意喚起の看板設置を検討したが、現地調査の結果、設置に耐えうる電柱等がなく断念とし、検討を終了した。

今後は、保育施設等に向けた交通安全に対する意識向上（施設周辺を把握した交通安全対策の徹底、園外活動時の配慮事項等の周知徹底、園児に対する交通安全教室の実施など）に向けた施策の実施に転換する。

実施機関	その他の道路環境の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・国・都	無電柱化の推進	都市計画道路の整備			97ｍ	280ｍ		継続実施
【区：道路整備課】実績値→			―	―	97ｍ	280ｍ	0ｍ	
区・国・都	道路工事の抑制	関係機関において、道路上で行われる工事の施工方法等を協議し、工期短縮を図るなど調整	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：道路管理課】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・国・都	不法占用物件等の排除	原因者に接触し、早期の解決を図る。また、その後の状況を確認するための定期的なパトロールの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：道路管理課】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	通学路の安全点検	全小学校における通学路の安全点検を３年に１回実施	各年度約２３校※					継続実施
【区：学務課】実績値→			51校	26校	21校	25校	24校	
区・署	キッズ・ゾーンの設定	関係機関との協議・検討	検討	モデル実施	継続検討	→	→	検討終了
【区：子ども政策課】実績値→			検討	モデル実施	継続検討	継続検討	検討終了	

第２章　交通安全意識の普及及び徹底

１　交通安全教育等の推進

（１）学校等における交通安全教育　（㊂・㊐・㊎）

ア　幼稚園・保育園　（**足立区**・四警察署）

（ア）実施内容

ＤＶＤ鑑賞、警察官による講話、歩行訓練を実施した。また、区からは園児一人ひとりに反射材を配布し、交通安全の意識を身につけるよう指導した。

（イ）実施回数

区内の幼稚園・保育園のうち１１２園で実施し、１１，２６８名の児童が交通安全教育を受けた。

（ウ）大人への啓発

一部の園にて、送迎時やイベント時に併せて実施することで、保護者に対する交通安全の啓発も行い、家庭において適切な指導が出来るよう努めた。




幼稚園・保育園での保護者参加型の交通安全教室（講話と歩行訓練）

イ　小学校　（**足立区**・四警察署）

（ア）自転車安全運転免許証発行事業（自転車教室）

＜実施内容＞

警察署と連携し、小学校３年生向けに自転車安全運転免許証発行事業（以下、自転車教室）を実施。また、免許証の交付時には小冊子「自転車の安全な乗り方」と鍵掛けを啓発する免許証入れも配付した。





＜実施回数＞

区内の小学校全６７校、４，７６４名に対し、実施することができた。

また、令和５年度から一部の小学校の自転車教室の中で、関係機関が実施するトラック等を活用した死角体験や内輪差体験等の活動に対する補助事業を開始した。

令和７年度は８校（桜花小、舎人第一小、保木間小、平野小、西新井第二小、中川東小、栗原北小、東伊興小）実施した。

なお、このような状況もあり、１０月のあだち区民まつりにおいて、自転車シミュレータ体験とトラックの死角体験を同時開催し、主に親子連れなど幅広い世代に対して啓発することができた。（Ｐ３６）。



小学校での自転車教室（実技、トラックの死角体験）

（イ）交通安全指導員による教育

区立小学校全校において、１年生から４年生を対象に警察官の経験を有する職員による交通安全教室を年２回実施（３年生は上記（ア）の自転車教室があるため１回のみ）している。また、あわせて下校時間における校門や危険箇所での見守りや下校指導を行っている。

（ウ）大人への啓発

自転車教室に従事している保護者に対しても、自転車保険の義務化や自転車用ヘルメット購入費補助のチラシを配布し説明を行い、また保護者が模範的な行動をとれるよう基本的な交通ルールを教えた。



保護者に対する啓発（座学、実技）

（エ）学童保育室・児童館

学童保育室や児童館を利用している児童に対して、特に春先の入学時期や

夏休み中に、交通安全教育を行っており令和７年度は１６箇所で実施した。併せて、自転車用ヘルメットの着用についても啓発を行った。



学童保育室・児童館での交通安全教育

（オ）あさがお交通安全プロジェクト

足立区教育委員会では、区内小学校の交通事故被害者の保護者の講演等を通して、児童の交通安全への意識を高め、日常生活において交通ルールを守り、行動できる資質・能力を育んでいる。

ａ　実施目的

（ａ）児童・生徒の人権意識を涵養し、自他の命を大切にしようとする意識を高める。

（ｂ）講話、取組を通して交通安全の大切さを自覚し、日常生活において交通ルールを守り行動できる資質・能力を育む。

（ｃ）保護者及び地域社会に向けて、児童・生徒の交通安全に貢献しようとする意識の啓発を図る。



小学校でのセレモニーの様子

ｂ　取組の概要

（ａ）区内小学校の交通事故の被害児童の保護者に協力を仰ぎ、あさがおのシンボルのデザインを基に反射板付きキーホルダーや幟旗、また啓発チラシを作成し、児童・保護者に配布する。

（ｂ）令和５年度から、あさがお交通安全プロジェクトセレモニーを実施し、各校にて、あさがお交通安全運動を実施した。

また、令和７年度からは、教育課程に位置づけ、全小中学校で運動を実施している。

（ｃ）令和６年度から、５／２「足立区版交通安全の日」を定め、保護者の講話をいただいた。その後朝顔を育てるとともに、あさがお交通安全運動及び交通安全指導を行った。

（オ）その他

交通対策課では、小学校中学年向けに「ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方」を製作し、動画配信を行っている。

また、『あだち子育てガイドブック』でも紹介し、保護者が模範的な乗り方が出来るよう啓発を行っている。



ビュー坊と学ぶ自転車の正しい乗り方

ウ　中学校、高等学校　（**足立区**・都教育委員会・四警察署）

（ア）実施内容

警察署と連携し、スタントマンを活用した体験型交通安全教室（スケアード・ストレイト）を実施することができた。これまでの既習事項に加え、その発達段階に応じて歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置等の理解を深めるとともに、交通災害防止について習得させる。事故再現で疑似的に体験することにより、事故を起こさせない、当事者にならない重要性を伝えることが出来る。

（イ）実施回数

予定していた全１３校、４，１４１名に対し、実施することができた。



スタントマンを活用した体験型交通安全教室

実施機関	交通安全教育等の推進		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・署	学校等における交通安全教室	幼稚園・保育園	幼稚園・保育園で正しい道路の歩き方等を学んでもらうため、交通安全教室を実施	170園	170園	170園	170園	170園	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				77園	101園	112園	117園	112園	
区・署	学校等における交通安全教室	小学校	小学校において、小学三年生を対象とし、「自転車安全運転免許証発行事業」による交通安全教室を実施	69校	68校※１	67校※２	67校	67校	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				69校	68校	67校	68校	67校	
区・署	学校等における交通安全教室	中学校 高等学校	中・高等学校等でスタントマンを活用した体験型交通安全教室の実施※３	14校	14校	15校	14校	15校	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				12校	14校	15校	14校	13校	

※1、2：令和４年度に江北小と高野小、令和５年度に北鹿浜小と鹿浜西小が統合予定のため、小学校での実施回数を減とする。
※３：中学校と高等学校は３年間で全校一巡するよう実施する。

２　交通安全組織の育成及び拡大

（足立区・**四警察署**）

（１）交通少年団　（㊂・㊐）

ア　役割及び実施状況

交通少年団の活動については、交通安全キャンペーンの際に、幅広い年齢層が集まる大規模商業施設などに赴き、交通安全啓発品及び広報物の配布に協力してもらうことで、区民等の交通安全意識を高めた。

イ　実施内容

（ア）交通安全運動期間中（春・秋の全国交通安全運動中に実施）などの交通安全啓発活動に意欲的に参加した。（西新井警察署）

（イ）春・秋の全国交通安全運動期間中の活動のほか、７月のリーダー研修に参加し、広報啓発活動を行っている。（千住警察署）

（ウ）各種イベントにおいて、ステージで鼓笛隊が演奏、少年団による交通安全教育を披露し、多くの来場者に対し交通安全を呼び掛けた。（竹の塚警察署）

（エ）六町駅前安全安心ステーション「ろくまる」において、交通少年団及び区役所と「けんちゃんの朝顔イベント」を実施し、交通安全の啓発を行った。（綾瀬警察署）

（２）交通安全協会　（㊂・㊐・㊎）

ア　役割及び実施状況

交通安全協会は、日頃から警察と地域（町会）との間の連絡調整を行っており、交通安全に関する行事、情報共有においてパイプ役となっている。

イ　実施内容

（ア）交通安全協会に属する各部会の交通事故防止活動を実施した。

（西新井警察署）

a　トラック部会：隔月で部会役員会を実施し、より効果的な活動内容を検討し、その決定に基づいて月１回各主要交差点における歩行者・自転車利用者の交通整理誘導を実施した。また、春・秋の全国安全運動期間中において、一斉街頭配置を行った。

b　タクシー部会：交通安全協会に加盟するタクシー会社に赴き、同社開催の「交通安全講習会」において交通事故抑止の安全講話を実施し、交通ルールの遵守や規範意識醸成を図った。また、春・秋の全国交通安全運動期間中において、日光街道の一斉街頭配置を行った。

c　女性部会：定期的に連絡会議を実施し、商業施設や駅前広場で交通事故防止キャンペーンを実施した。また、春・秋の全国交通安全運動や飲酒運転させない TOKYO キャンペーンなどにおいて、対象者に対する広報啓発活動を実施した。

d　友愛クラブ：春・秋の全国交通安全運動実施前に、効果的な運動を行うための連絡会議を実施するとともに、事前活動となるつどいに参加して、高齢者に対する交通ルールの規範意識の醸成を図った。

e　二輪車協議会：ライダースクールを定期的に開催し、二輪車運転時の交通安全意識の醸成を図った。

（イ）合同街頭配置等、警察と協力し、交通安全活動を行った。（竹の塚警察署）

（ウ）千住交通安全協会は千住署と一体となって、各種イベント、団体との活動サポート、町会との橋渡しとして、多大な貢献をしている。（千住警察署）

（３）地域交通安全活動推進委員　（㊂・㊀・㊍）

ア　役割及び実施状況

東京都公安委員会から委嘱された交通ボランティアで、交通安全キャンペーンなど、署で主催する行事に参加し、交通安全活動を行っている。

イ　実施内容

（ア）最低でも月２回、歩行者の保護誘導活動と自転車ルールの広報啓発活動を行っている。（千住警察署）

（イ）毎月１１日に会議及び交通事故防止キャンペーンを実施するほか、毎月２１日の西新井大師縁日には、境内で反射材を配布して、夜間の交通事故防止を訴えた。また、春・秋の全国交通安全運動に伴う各種イベントにも参加して、高齢者だけでなく管内居住者に対して事故防止を訴えた。

（西新井警察署）



西新井大師境内における高齢者向けの交通安全キャンペーン

（ウ）綾瀬警察署前交差点において、自転車の安全利用とヘルメット着用を呼びかける街頭活動を実施した。（綾瀬警察署）

（エ）小学校 17 校における自転車教室や交通安全運動等、各種交通安全キャンペーンに参加し、交通事故防止に尽力した。（竹の塚警察署）

（４）町会・自治会等　（㊂・㊐・㊍）



ア　役割及び実施状況

春・秋の全国交通安全運動の機会を捉えた交通安全運動推進会議の開催、町会回覧板や町内の掲示板等を活用した情報発信や広報啓発活動を実施した。

イ　実施内容

春・秋の全国交通安全運動期間中は幕舎を設置し、同期間中における交通安全活動（街頭活動、児童安全誘導活動等）を実施した。

（ア）春･秋の全国交通安全運動期間中のテント警戒等を積極的に行っている。（千住警察署）

（イ）春・秋の全国交通安全運動の事前会議や地域講習会を開催し、各町会内における地域交通安全のために、情報発信、交通安全啓発活動を実施した。（西新井警察署）

（ウ）全国交通安全運動前に各支部長を集めて、交通安全に関する検討会を実施し、広報啓発活動を行った。（竹の塚警察署）

（エ）交通安全意識醸成のため、春・秋の交通安全運動テント訪問時に「交通安全情報」作成して各町会自治会へ情報発信を行っている。（綾瀬警察署）

ウ　その他

死亡事故、重傷事故が発生した際は現場周辺の住民に対し、交通安全情報チラシを配布し、啓発活動に努めた。





交通安全運動期間中の幕舎設置

実施機関	交通安全組織の育成及び拡大	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・署	交通少年団	様々な機会を通じて小学校と連携し、保護者に働きかけていく	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	交通安全協会	各種の交通安全対策の実施と警察や区との連携を強めて幅広く地域の交通安全意識の高揚を図る	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	交通安全推進委員	各種イベントやキャンペーンなど様々な活動のリーダーとして交通安全の推進活動をする	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	町会・自治会等	様々な機会をとらえて情報発信や広報啓発活動を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	

３　交通安全の普及啓発活動

（１）交通安全啓発事業　（㊂・㊇）

ア　高齢者、大人　（**足立区**・四警察署）

（ア）実施内容

警察署と連携し、住区センターや子育てサロンの利用者に対して、反射材の活用などについての講話を行っている。

（イ）実施回数

住区センターは計２７回８６４名、子育てサロンは計８回６１名の実施をした。

一般向けの交通安全教室を単独開催することはできなかったが、６７校で実施している小学校３年生の自転車教室に従事している保護者に対して、毎回交通ルールの啓発を行った。

また、西新井警察署では、住区センターのほか都市農業公園や包括支援センター、シルバー人材センター等で実施している高齢者向けの交通安全

講話において、自転車シミュレータ体験を実施し、併せて自転車賠償責任保険の義務化や自転車用ヘルメット着用の努力義務化について周知した。


住区センターでの高齢者向けの講話


子育てサロンでの子育て世代向けの講話

（ウ）自転車シミュレータ体験

令和７年度はしょうぶまつり（６月）、あだち区民まつり（１０月）、はなはた文教マルシェ（１０月）、千本桜まつり（３月）において、自転車シミュレータ体験を実施できるよう取り組んでおり、子どもだけでなく、保護者や若者、高齢者など幅広い世代に対しても、交通安全について学び直す機会を設けた。計７日間で７４１名が体験し、体験者には反射材を配付した。併せて自転車用ヘルメットの着用努力義務化について周知も行った。




しょうぶまつり（６月）と区民まつり（10 月）での自転車シミュレータ体験と自転車ヘルメットの紹介





千本桜まつり（３月）での自転車シミュレータ体験と自転車ヘルメットの紹介

日時	イベント	実施場所	体験者数
6/7（土）、8（日）	しょうぶまつり	しょうぶ沼公園	251 名
10/11（土）、12（日）	あだち区民まつり	荒川河川敷	187 名
10/26（日）	はなはた 文教マルシェ	文教大学東京 あだちキャンパス	63 名
3/28（土）、29（日）	千本桜まつり	舎人公園	240 名

なお、西新井警察署はアリオ西新井において、自転車シミュレータ体験を定期的に実施しており、足立区としても併せて自転車用ヘルメットの着用努力義務化について周知を行った。



アリオ西新井での自転車シミュレータ体験と自転車用ヘルメットの着用努力義務化の周知活動

（エ）その他

５月に足立区役所庁舎ホールにて開催した「ドットリボンママフェスタ」にもブースを出し、子育て世代に向けて自転車用ヘルメット着用の重要性や補助制度について紹介した。



庁舎ホールにて開催したドットリボンママフェスタでの自転車ヘルメットの紹介

１０月のあだち区民まつりでは、自転車シミュレータ体験と同時開催でトラックの死角体験を実施し、主に親子連れなど幅広い世代に対して啓発することができた。



あだち区民まつりでのトラックの死角体験

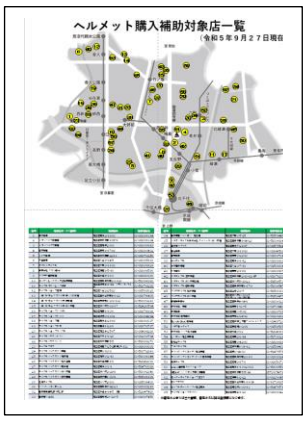
イ　自転車用ヘルメット購入費補助制度の創設

（ア）創設の背景

自転車乗車中に事故に遭い、死亡した方の約７割は頭部に致命傷を負っている。また、ヘルメットを着用していない場合の致死率は着用している場合と比べ２．３倍も高くなっている。

令和５年４月、改正道路交通法の施行により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化された。足立区民が自転車用ヘルメットを購入する経費の一部を補助することにより、自転車用ヘルメットの普及と着用努力義務の周知を図っている。区ホームページやポスター、懸垂幕の設置等広報啓発活動を実施し、社会全体でのヘルメット着用の機運醸成を図っている。







（イ）購入費補助の実績

令和４年３月１０日から開始した自転車用ヘルメット補助制度について、令和７年度は８，０１７個分の利用があり、４年度からの補助累計個数は、３３，４８５個となった。

なお、制度を開始した３月１０日時点での購入補助対象店は３８店舗であったが、その後増減を繰り返し、令和７年度末には６５店舗となっている。

実施機関	交通安全普及啓発活動	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区	交通安全啓発事業	自転車用ヘルメット購入費補助の申請数	―	500	5,000	15,000	15,000	―
【区・交通対策課】実績値→			―	2,690	14,853	7,925	8,017	

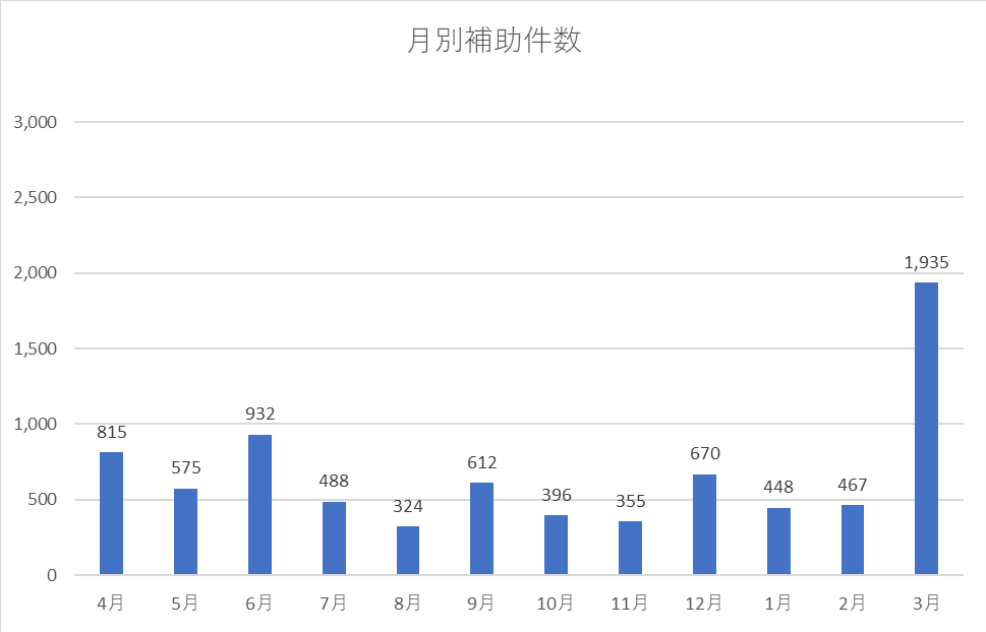
※　令和４年度については、３月 10 日から３月 31 日の 22 日間での実績である。

改正道路交通法が施行された令和５年４月前後は、啓発の効果もあってか自転車用ヘルメットが店舗において品薄状態となったが、夏の暑い時期は補助件数も減少した。

令和６年度から全ての都立学校において自転車通学の際は必ずヘルメット

を着用するよう求めがあり、区としてもキャンペーン等を実施し周知に努め、高校生の需要が伸びたが、やはり夏の暑い時期は補助件数も減少した。

令和７年度の東京都の自転車ヘルメット着用率は、警察庁の統計によると、１５．０％になっており、令和６年度１５．１％だったことから横ばいで推移している。



（ウ）啓発用チラシ等による周知活動

啓発用チラシを自転車駐車場や子育てサロン、各駅の情報スタンド、トヨタモビリティ東京や足立成和信用金庫のカタログスタンドに配架し、ＳＮＳでの情報発信も行った。

また、購入補助対象店でのぼり旗を掲示し、更なる販売促進を行うとともに、地域学習センターではヘルメットの展示と、試着を実施した。







自転車店で掲出したのぼり旗



地域学習センターでのヘルメット展示

（エ）その他周知活動

都立江北高校が「自転車安全利用モデル高校」に選ばれました。

自転車安全利用モデル高校制度とは、警視庁が高校生の自転車安全利用促進を目的とし、通学時の安全対策などの功績を認めて指定する制度です。

江北高校は、令和６年度から東京都教育庁が都立高校を対象に自転車通学時のヘルメット着用促進を開始して以降、学校を主体とした活動で自転車通学生徒全員のヘルメット着用を定着させた初の都立高校として、今回の指定となりました。





自転車安全利用モデル校指定書交付式

TOKYO 交通安全キャンペーン期間に合わせて、千住警察署、綾瀬警察署、竹の塚警察署と自転車ヘルメット着用促進やルール遵守の合同キャンペーンを実施した。




綾瀬警察署との合同キャンペーン　　西新井警察署との合同キャンペーン






綾瀬警察署との綾瀬警察署前交差点での自転車ヘルメット着用促進合同キャンペーン

ウ　足立区ながらスマホ防止に関する条例の周知　（**足立区**）

（ア）駅前キャンペーン

千住警察署・千住交通安全協議会と一緒に北千住駅前にてキャンペーンを実施した。ながらスマホ防止のチラシが入ったマスク等を配布し、条例の周知に努めた。





ながらスマホ禁止駅前キャンペーン

（イ）その他周知活動

ながらスマホの懸垂幕を掲出した。電柱広告は六町、舎人エリアに１００箇所設置した。車内放送は都営バス、東武バス、コミュニティバスはるかぜにおいて、実施した。

年度	電柱広告設置エリア			合計
R2	北千住 50 箇所	―	―	50 箇所
R3	北千住 50 箇所	綾　瀬 50 箇所	花　畑　2 箇所	102 箇所
R4	西新井 50 箇所	竹の塚 50 箇所	江　北　5 箇所	105 箇所
R5	五反野 50 箇所	梅　島 50 箇所	―	100 箇所
R6	江　北 50 箇所	北綾瀬 50 箇所	―	100 箇所
R7	六　町 50 箇所	舎　人 50 箇所	―	100 箇所

（２）交通安全に関する広報活動の充実　（㊂・㊆・㊇）　（**足立区**）

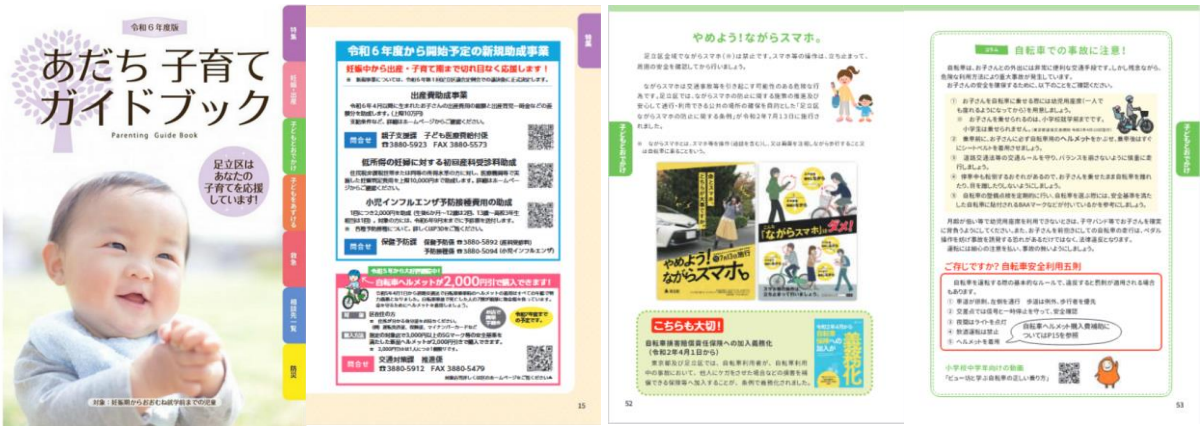
広報紙、インターネット、チラシ、デジタルサイネージ等の広報媒体による広報活動を実施した。



他にも自転車のルールの広報について、中学・高校でのスタントマンを活用した体験型交通安全教室や小学校での交通安全教室において「自転車の交通ルール」のチラシを配付した。

子育てガイドブック等を通じて、子どもだけでなく、子育て世代に対しても、

ながらスマホの禁止や自転車安全利用五則、自転車用ヘルメットの着用努力義務化等について周知した。



あだち子育てガイドブック

（３）交通安全運動等の実施　（㊂・㊇・㊓）

（**足立区**・四警察署）

春・秋の交通安全運動及び年末の TOKYO 交通安全キャンペーンを実施した。



区役所ロータリーの懸垂幕

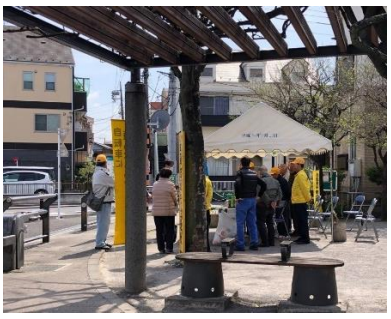


竹ノ塚駅東口（UR）の横断幕

町会・自治会ではテント等を設置し、また区ではテント訪問を実施した。







（４）反射材着用の推進　（㊂・㊇）

（**足立区**・四警察署）

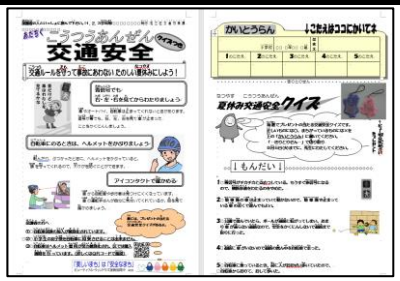
各種キャンペーンなど様々な機会をとらえて着用を推進した。保育園・幼稚園での交通安全教室では、幼児でも親しみやすいようビュー坊の反射材を配付した。

また、小・中学生向けに「夏休み交通安全クイズ」を実施し、正解者の中から抽選で１，０００名にビュー坊の反射材を配付した。

年度	配付数	回答数
R4	46,000 名（103 校）	5,615 名（89 校）
R5	45,217 名（102 校）	5,780 名（95 校）
R6	42,129 名（102 校）	6,270 名（95 校）
R7	41,729 名（102 校）	7,543 名（95 校）



ビュー坊の反射材



夏休み交通安全クイズ

（５）ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進　（㋒・㋓・㋔）　（足立区）

ア　応募状況

小・中学生を対象とした「交通安全ポスターコンクール」を実施し、１，４４８点の応募があり、６４点の入賞（金賞・銀賞・銅賞）を決めた。

イ　区民投票と展示

金賞作品の中から令和７年春・秋の交通安全運動用ポスター（計１２点）を１０月に区民投票で選出した。なお、区民投票はアリオ西新井１階展示スペースにて実施したところ、２日間で１，３７３票の投票があった。

また、１１月に入賞作品全６４点をアリオ西新井３階にて９日間展示した。

ポスターコンクール	R3	R4	R5	R6	R7
応募作品数	721 点	999 点	794 点	1,014 点	1,448 点
投　票　数	2,886 票	1,800 票	2,705 票	1,076 票	1,373 票



交通安全ポスターコンクール区民投票



交通安全ポスターコンクール入賞作品の展示

（６）各種キャンペーン　（㊀・㊁・㊂）

（**足立区**・四警察署）

区内四警察署や区では、駅前や商業施設、交差点や踏切、首都高出口など様々な場所において、街頭活動や集客施設での広報活動を実施した。






北千住駅東口、竹ノ塚駅東口、綾瀬駅東口での自転車キャンペーン

特に竹の塚地区での自転車キャンペーンでは、竹の塚警察署や庁内関係機関とも連携して実施した。





竹の塚地区での自転車キャンペーン

実施機関	交通安全普及啓発活動		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・署	交通安全啓発事業	高齢者	大人向けに（高齢者を含む）、全住区センター（子育てサロン含む）で交通啓発活動を実施	114回	114回	114回	114回	114回	継続実施
区・署		大人							
【区：交通対策課 推進係】実績値→				2回	12回	20回	12回	27回	
区・署	交通安全啓発事業	「新しい日常」に対応した交通安全教育の推進	対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施					
区	交通安全啓発事業	足立区ながらスマホの防止に関する条例の周知	駅前キャンペーン、電柱広告、バス車内放送、SNSなど様々な方法による周知活動	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区	広報活動の充実		各種イベントや広報紙、インターネット、チラシ等の広報媒体による広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	交通安全運動等の実施		春・秋の交通安全運動及び年末のTOKYO交通安全キャンペーンの実施及び町会・自治会が設置する交通安全テントによる事故防止活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	反射材着用の推進強化		各種キャンペーンなど様々な機会をとらえて着用を推進する	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区	ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進		「交通安全ポスターコンクール」の開催	年１回	年１回	年１回	年１回	年１回	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				年１回	年1回	年1回	年2回	年1回	
区・署	各種キャンペーン		区内企業等の協力のもと様々な場所において、街頭活動や集客施設での広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	

第３章　交通秩序の維持

１　交通規制の実施

（１）交通実態に即した交通規制　（㊀・自・輸）

ア　路線対策　（足立区・**四警察署**）

（ア）各種注意喚起（通り抜け不可等）看板の設置（千住警察署）

（イ）スクールゾーン規制の整合化を図るため、規制時間の見直しを実施したほか、小学校統合等により不要となった規制の廃止（本部上申済み）や、信号機の秒数調整、灯器の角度調整等を実施した。（西新井警察署）

（ウ）各所からの改善依頼に関する通報、交通課、地域課を始めとする挙署一帯となった点検活動により、改善、調整を要する箇所を把握し、都度見直しを実施している。（竹の塚警察署）

（エ）歩行者灯増灯１か所、信号調整２か所、歩行者灯器の角度調整２か所、ゾーン３０設置六町２、３丁目を実施した。（綾瀬警察署）

イ　高齢者対策　（足立区・**四警察署**）

現在設置している標識は、ほぼ高輝度標識であり、随時視認性の確認や更新を行っている。また、道路管理者と連携して不要な開口部に防護柵の設置を推進した。（西新井警察署）

ウ　二輪車対策　（足立区・**四警察署**）

路面表示状況等を点検して、随時補修した。（西新井警察署）

エ　自転車対策　（**足立区**・四警察署）

足立区自転車活用推進計画に基づき、自転車走行環境整備を進めている。

自転車専用通行帯については、環七北通りの一部である１，０８０ｍの整備を行った。自転車ナビマークについては、北綾瀬駅周辺北地区で４，７７０ｍ、五反野駅周辺で７，３７０ｍ、合計１２，１４０ｍの整備を行った。

オ　抜け道対策　（足立区・**四警察署**）

通学路合同点検や地域住民の要望等を端緒に、実態に即した対策の検討や交通規制の見直し等、道路管理者と連携した適切な対応を推進した。（西新井警察署）

（２）先行交通対策の推進　（**足立区**・四警察署）

大規模小売店舗立地法に基づき、大型店の新設届出の際に、庁内各課に対し文書による意見照会という方法で協議・調整を行った。

実施機関	交通規制の実施		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・署	交通実態に即した交通規制	路線対策	交通規制の見直しや信号調整等の実施	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・署	交通実態に即した交通規制	高齢者対策	標識の大型化や超高輝度化の検討	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・署	交通実態に即した交通規制	二輪車対策	二輪車のすり抜け等の防止、右折誘導線の設置や進行方向別通行区分規制等の設置	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・署	交通実態に即した交通規制	自転車対策	自転車専用通行帯、ナビライン、ナビマーク等の整備	12,700m	10,000m	4,000m	10,400m	4,400m	継続実施
				都市計画道路等については道路の整備に合わせ実施					
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→				14,265m	7,580m	5,250m	7,787m	13,220m	
区・署	交通実態に即した交通規制	抜け道対策	生活道路等における交通規制等の見直し	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	
区・署	先行交通対策の推進		関係機関や事業者への働きかけ、あらかじめ協議・調整を行うなどの先行交通対策の推進	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→				都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	

２　駐車秩序の確立

（１）新駐車対策法制の適正な運用

ア　使用者責任の追及等　（**四警察署**）

（ア）千住警察署管内の放置車両確認機関における確認事務は、昼間帯を中心に行われ、公表されているガイドラインに基づいた路線の放置駐車車両に対し確認事務を実施したところ、令和７年は５２７件の放置駐車違反の確認事務を実施した。（千住警察署）

（イ）放置駐車確認機関（委託業者）による標章取付を継続的に実施した。違反者に対する反則切符告知だけでなく、使用者責任を追及する者に対しては、公安委員会の決定に従って対象車両の使用制限を適正に執行した。（西新井警察署）

イ　重点的取締り　（**四警察署**）

（ア）昼間帯だけに限らず薄暮時間帯や夜間帯の時間にも実施する等、弾力ある確認事務も実施した。令和７年は使用制限を１件実施した。（千住警察署）

（イ）幹線道路及び１１０番通報などの苦情場所を重点的に、悪質性、危険性、

迷惑性の高い道路や地区を「違法駐車取締ガイドライン」に沿った取締りを実施した。（西新井警察署）

（ウ）取締活動ガイドラインに基づき、最重点路線地域、重点路線地域において、取締り活動を警告・取締りを併せて１，０００件以上実施した。（竹の塚警察署）

（２）地域実態に応じた駐車規制の推進　（**四警察署**）

ア　綾瀬駅東口交通広場開放に伴い、駅前道路においてのバス・タクシーが交通広場内の利用での運用となったことから、駐車車両が減少した。（綾瀬警察署）

イ　貨物集配中車両に係る駐車規制の見直しを１か所実施した。（竹の塚警察署）

（３）駐車需要に応じた駐車スペースの確保　（輸）　（**足立区**・都）

竹ノ塚駅西口公共駐車場の運営を継続している。また、施設建設予定地を暫定的に貸付け、駐車場として運営している。

（４）路外駐車場の整備と利用向上方策　（輸）　（**足立区**・四警察署）

ア　区としては、今後も連携し、整備を推進する。東京都道路整備保全公社で発行している駅周辺駐車場マップや都内オートバイ駐車場マップを窓口や区政情報課で配布した。

イ　道路管理者の施策に適切に対応していく。（西新井警察署）

（５）違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動　（足立区・**四警察署**）

ア　パトロールカー等による違法駐車に対する広報指導・警告を実施した。（綾瀬警察署）

イ　道路管理者と連携して適切に対応していく。（西新井警察署）

ウ　地域の交通実態に応じた駐車規制となるよう、常に検討・見直しを実施した。また、各種キャンペーン等を通じた広報・啓発活動を行い、違法駐車抑止の機運醸成を図っている。（竹の塚警察署）

（６）放置自転車等防止の啓発・規制等の強化　（自・輸）

ア　放置自転車防止　（**足立区**・都・四警察署）

主要６駅周辺で街頭キャンペーンを実施した。

イ　自転車駐車場の２時間無料サービス事業の実施及び拡大について

令和７度は区営自転車駐車場２０か所で実施した。　（**足立区**・事業者）

ウ　放置自転車街頭指導等の実施　（**足立区**）

駅周辺の街頭指導及び放置自転車の撤去を年間延べ５，９４０日実施し、５，９４８台撤去した。

エ　放置禁止区域内の不法駐輪原付バイクの撤去　（**足立区**・四警察署）
令和７年度は２７台撤去。

オ　足立区総合自転車対策業務委託の実施　（**足立区**・事業所）
北千住・五反野地区と竹ノ塚・西新井地区の２つのエリアで実施。


放置自転車クリーンキャンペーン



放置禁止の路面ステッカー


移送所で保管している撤去自転車

実施機関	駐車秩序の確立		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
署	新駐車対策法制の適切な運用	使用者責任の追及等	放置車両確認機関による確認事務、放置違反金制度及び車両の使用制限の運用を適切に実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
署	新駐車対策法制の適切な運用	重点的取締り	幹線道路、繁華街において「取締り活動ガイドライン」に沿った適切な取り締まりを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
署	地域実態に応じた駐車規制の推進		実態を勘案した駐車規制を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区	駐車需要に応じた駐車スペースの推進		区営駐車場の運営	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 駐車場推進係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	路外駐車場の整備と利用向上方策		地域ぐるみで二輪車の違法駐車対策を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	違法駐車抑止に向けた広報・啓発活動		あらゆる機会を通じて各種キャンペーンを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・都・署	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置自転車防止	駅前放置自転車クリーンキャンペーンを引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				一部実施	一部実施	実施	実施	実施	
区・事業者	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	自転車駐車場の２時間無料サービス事業の実施及び拡大について	自転車駐車場の２時間無料サービス事業の引き続きの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置自転車街頭指導等の実施	街頭指導員による駐車場への誘導や店舗への指導、放置自転車の撤去、自転車の施錠周知による盗難後の放置抑制を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	放置禁止区域内の不法駐輪原付バイクの撤去	著しく通行や交通の妨げとなる、また長時間放置の原付バイクの撤去事業を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・事業所	放置自転車等防止の啓発・規制等の強化	足立区総合自転車対策業務委託の実施	足立区総合自転車対策業務委託を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 自転車係】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	

３　指導取締りの強化

（１）交通違反の指導取締りの強化　（輸）　（四警察署）

ア　重大交通事故に直結する速度超過運転だけでなく、飲酒運転、無免許運転、横断歩行者等妨害違反の取締りを強化し、住民からの要望の多い場所や幹線道路などにおいて取締りを実施した。（西新井警察署）

イ　交差点およびその付近における事故の発生割合が高いため、交差点およびその付近における取締りを重点的に実施した結果、前年と比較し、事故の発生は減少した。（竹の塚警察署）

ウ　管内小学校のスクールゾーンにおいて、見守り隊と合同での車両進入防止運動と違反者に対しての取締り強化を行った。（綾瀬警察署）

エ　重大交通事故に直結する速度超過、飲酒運転、横断歩行者妨害違反の取締りを強化したほか、通学路における通行禁止違反等の取締りを実施した結果前年と比較して交通事故の発生を減少させることができたため、今後も継続実施していく。（千住警察署）

（２）携帯電話使用等の取締りの推進　（自・輸）　（四警察署）

ア　ながら運転による交通事故を発生させないよう、四輪ドライバーの取締りだけでなく、自転車利用者への指導警告も強化した。（西新井警察署）

イ　国道４号線（日光街道）は交通量も多く交通事故多発路線であることから、交通事故減少を図るため、二輪車、四輪車による携帯電話使用等違反の取締りを実施するとともに、自転車利用者への指導警告も強化した。（千住警察署）

（３）二輪車対策の推進　（輸）　（四警察署）

ア　重点路線や指定交差点を重点的に動的違反の指導取締りを実施した。
　また、二輪車教室に参加した一般ライダーに対する交通事故防止を呼びかけるとともに、プロテクターなどの利用促進を訴えた。（西新井警察署）

イ　重点地域で取締りを実施し、二輪の事故はいずれも前年と比較して減少した。（竹の塚警察署）

ウ　二輪車教室参加者に対しプロテクターの利用促進や交通事故防止の呼びかけを行う等、安全運転への機運を高めた。また、指定交差点による交通違反取締りや、同所で信号停止した二輪車に対し、ヘルメットの正しい着用及びプロテクターの使用を呼びかける等、受傷事故防止の広報啓発活動を実施した。（千住警察署）

（４）自転車利用者対策の推進　（自）　（四警察署）

ア　取締強化日を設けて、尾竹橋通りなどの自転車取締重点路線を中心とした交通事故の多い場所で重大交通事故に直結する携帯電話使用等（保持）、信号無視、横断歩行者等妨害、傘さし運転などの指導取締を実施するとともに、「自転車指導警告カード」や「自転車安全マナーカード」を活用した指導警告を実施した。また、ヘルメットの必要性や着用の啓発活動も実施した。（西新井警察署）

イ　重点地域で取締りを実施し、自転車関与の事故は前年と比して減少した。（竹の塚警察署）

ウ　交通課と地域課とが連携して交通ルールとマナーの徹底を促すとともに、事故多発地点での取締りを実施した。（綾瀬警察署）

エ　自転車に対する取締りは駅周辺に限らず実施し、指定場所一時不停止、横断歩行者妨害等、傘さし運転等の取締りを実施した。また、自転車利用者による軽微な交通違反に対しては、自転車警告カードを積極的に交付するなど、自転車利用の指導警告を行った。（千住警察署）

（５）シートベルト着用等の指導取締り　**（四警察署）**

ア　四輪車後部座席に乗車している者の着用が未だ定着していないことから、シートベルトコンビンサーなどを利用して、必要性を訴えた。（西新井警察署）

イ　運転手、助手席に座る者のシートベルト着用は定着してきたが、未着用の者が運転していることもあるため、引き続き取締りを継続していく。シートベルトの重要性を認知させるため、各種イベントを通じてシートベルトコンビンサーを用いた体験型の広報活動を行った。（千住警察署）

（６）暴走族の取締り　（輪）　**（四警察署）**

ア　本部、交通機動隊などと協力して、暴走行為をさせないよう定期的な警戒活動を実施した。（西新井警察署）

イ　都内でも旧車會等の活動が確認されているため、引き続き情報収集、検挙、積極的な広報を継続していく。各種イベントを通じて暴走族排除等の広報啓発活動を展開していくほか、街のデジタルサイネージを活用して、暴走族排除の機運を高める等の活動を行った。（千住警察署）

（７）整備不良車両の取締り（自・輪）

ア　指導取締り推進　**（四警察署）**

整備不良車両は、主に制動灯・尾灯などの故障などが多く、交通事故に直結するため、取締りを行うだけでなく、あらゆる機会を通じて運転手に対して確認するよう指導警告を実施した。また、不正改造車は排気ガスの大気汚染、騒音などにより環境悪化の原因となるだけでなく、保安基準に適合していない爆音走行などの危険・迷惑行為が治安悪化に直結するため、本部とも協力して指導取締りを実施した。（西新井警察署）

イ　不正改造車を排除する運動等　**（四警察署）**

整備不良車両に対する取締りを実施し、運転前点検の実施や故障個所の修理を行い、車両の安全を確認した上で運転をするよう指導した。また、不正改造車排除を図るため、各種イベントや広報啓発活動を実施し、不正改造車排除の機運を高めた。（千住警察署）

（８）過積載防止対策の推進　**（四警察署）**



ア　重大交通事故に発展する危険性が高いことから、計画的に取締りを実施した。（西新井警察署）

イ　過積載は、路面を痛めるだけではなく車両のバランスが崩れることによる車両横転事故、制動距離が伸びることによる追突事故など、重大交通事故に直結するおそれがあることから、今後も取締りを継続実施していく。（千住警察署）

実施機関	指導取締りの強化	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
署	交通違反の指導取締りの強化	通勤・通学時間等の混雑時や悪質性、危険性の高い違反及び事故に直結する交差点違反の積極的な指導取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	携帯電話使用等の取締りの推進	重大な交通事故に直結する携帯電話使用運転者に対する積極的な指導・取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	二輪車対策の推進	幹線道路や繁華街、二輪車モデル交差点等において事故に直結する悪質性、危険性の高い違反の指導取締り並びにヘルメットの正しい着用及びプロテクターの使用の広報啓発を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	自転車利用者対策の推進	駅周辺の交通頻繁な地区等において、軽微な違反者に対する指導警告及び悪質性、危険性の高い違反者に対する積極的な指導・警告、交通切符等による取締りを昼夜問わず実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	シートベルト着用等の指導取締り	幹線道路等において、交通事故による被害軽減を図る目的で、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用を図るため、積極的に指導取締り及び広報啓発を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署・自	暴走族の取締り	情報を収集し、夜間帯等において、暴走族の検挙の徹底及び実態の積極的な広報を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署・自	整備不良車両の取締り	幹線道路等において、環境悪化の要因ともなる整備不良車両及び不正改造車両の積極的な指導取締り及び不正改造車の排除を実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
署	過積載防止対策の推進	幹線道路等において、検問所、移動式重量計を使用して、交通公害及び重大交通事故に発展する危険性が高い過積載車両の指導取締りを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通執行係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	

第４章　安全運転と車両の安全確保

１　安全運転の確保

（１）運転者教育の充実　（輸）

ア　警察署による運転者教育の効果的推進　（**四警察署**）

（ア）企業・団体等に対する交通安全講話を実施した。（千住警察署）

（イ）西新井警察来署者に対して、ロビー設置のオーロラビジョンにより、交通事故防止の視聴覚教養 DVD を常時上映して、運転マナー向上等の啓発活動を実施した。（西新井警察署）

（ウ）タクシー・貨物等の車両利用企業に対し安全教育を行い、高齢者や子供等交通弱者の交通事故防止を図った。更新時講習で DVD 等視聴覚教材を有効に活用した。優良運転者講習を実施した。また、指定自動車教習所に赴き、職員に交通安全教育を行い、交通事故防止に努めた。（竹の塚警察署）

イ　指定自動車教習所による運転者教育の効果的推進　（**指定自動車教習所**）

ウ　更新時講習の充実

エ　指定自動車教習所に対する指導監督の強化

（２）高齢運転者対策の推進　（㊀）

ア　高齢運転者向け運転適性検査機器の活用　（**四警察署**）

イ　高齢者講習の充実

（ア）高齢者講習及び認知機能検査　（**運転免許試験場**・指定自動車教習所）

（イ）運転免許証の自主返納等　（**四警察署**）

a　地域講習会など通じて高齢者に対する交通事故防止講話を実施した。また、生活安全課主体の防犯講話などにおいて、高齢者に対する自主返納を促すチラシを配布した。

　窓口や電話による相談を受けた場合には、自主返納につながるような説明を心がけるとともに、掛かり付けの医師から助言があった場合には、臨時適正検査を受けるよう指導するなどした。（西新井警察署）

b　管内の自転車教習所に対し、高齢者対策を協力依頼するとともに、キャンペーン等交通安全活動を行った。（竹の塚警察署）

（３）二輪車事故防止対策の推進　（輸）

ア　二輪車実技講習の実施　（**四警察署**）

（ア）交通安全協会をはじめ、二普協や二輪車安全指導員とともに、二輪車ドライバーの技術向上及び交通事故防止意識の醸成を図った。（西新井警察署）

（イ）二輪車安全運転東京大会への参加勧奨、二輪車事故防止キャンペーンを実施し、二輪車事故防止やプロテクター着用を呼び掛けた。（竹の塚警察署）

イ　二輪車安全運転推奨シール交付制度　（四警察署）

二輪車協議会、ライダースクールを開催し、その参加者に対して同シールを配布した。また、二普協会員の二輪車販売店にも二輪車の交通事故防止ポスターの掲示を依頼した。（西新井警察署）

（４）飲酒運転対策の推進　（自・輪）　（足立区・四警察署）

東京小売酒販組合の組合員と合同による「飲酒運転根絶キャンペーン」を実施した。また、自転車利用者に対しても各種会議などの出席者などに対して、自転車の酒気帯び運転の厳罰化に伴い、飲酒後は飲酒運転となることの広報啓発活動を実施した。

酒類を提供する販売店や飲食店に対し､ハンドルキーパーを促すポスター掲示、帰る際には客に飲酒運転厳禁の声かけを依頼した。（西新井警察署）



ハンドルキーパー運動（千住署管内）





飲酒運転撲滅キャンペーン（綾瀬署管内）

区としては、アルコール依存症患者やその家族に対し、アルコール専門医も参加してグループワークを主体とした相談事業を中央本町地域・保健総合支援課で実施している。また、関係機関とアルコール関連問題事例の問題解決と職員の技能向上及び関係機関との連携強化のためネットワーク連絡会にて講演会や事例検討会を開催している。

（５）安全運転管理の充実　（輪）

ア　安全運転管理者及び副安全運転管理者　（四警察署）

（ア）安全運転管理者を置いているものの、講習未受講事業所へ電話連絡を行い、受講を促している。（千住警察署）

（イ）前年安全運転管理者講習未受講の事業所に対して、はがきや電話により確実に法定講習を受講するよう教示した。（西新井警察署）

（ウ）安全運転管理者講習の受講を呼びかけた。（竹の塚警察署）

（エ）事故多発企業をピックアップして、具体的事例を用いた指導や、管内で発生した自転車事故事例をもとに作成された DVD を使用した安全教育を行った。（綾瀬警察署）

イ　安全運転管理者指導者制度　（四警察署）

交通安全協会を通じ、安全管理者部会加入事業所の企業などに月１回、発生

した事故概要などの情報発信や管理業務へのアドバイスを実施した。（西新井警察署）

（６）足立区職員交通安全講習会　（自・輸）　**（足立区）**

主に交通事故や交通法令順守に視点を置き、職員事故の防止を図ることを目的に、全職員が４年に１回受講している。

令和７年度は、区役所庁舎ホールにおいて８月と３月の計２回実施した。

実施機関	安全運転の確保		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
署・教	運転者教育の充実	運転者教育の効果的推進	交通弱者の保護と思いやり運転の継続教育	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
竹の塚警察署	運転者教育の充実	更新時講習の充実	交通ルール遵守に関する広報および安全教育	実施	→	→	→	→	継続実施
			【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	運転者教育の充実	指定自動車教習所に対する指導監督の強化	教習指導員に対する交通安全講習会の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【竹の塚警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	高齢運転者対策の推進	高齢運転者向け運転適性検査機器の活用	高齢者講習委託教習所に対して協力依頼	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	高齢運転者対策の推進	高齢者講習の充実	早期の免許返納制度の広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	二輪車事故防止対策の推進	二輪車実技講習の実施	年数回の実技講習会の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	二輪車事故防止対策の推進	二輪車安全運転推奨シール交付制度	講習会参加者増加促進のための広報活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	飲酒運転対策の推進		アルコール依存症に関する専門的な相談の実施及びハンドルキーパー運動の推進	実施	→	→	→	→	継続実施
			前段【区：保健総合支援課】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
			後段【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	安全運転管理の充実	安全運転管理者及び副安全運転管理者	法定講習会への積極的参加の推進	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署	安全運転管理の充実	安全運転管理者指導者制度	管轄区域内の事業者等に対する管理実務の指導、運転適性検査の実施等の支援	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	

２　車両の安全性の確保

（１）自動車の点検・整備の徹底

ア　定期点検整備等の充実　（**足立区**・四警察署）

イ　暴走族等による不正改造車の排除　（**四警察署**）

ウ　街頭検査、整備管理者研修等の実施　（**四警察署**）

（２）自転車の点検・整備の啓発　（㊒）　（**足立区**・四警察署）

ア　春・秋の全国交通安全運動期間中に自転車販売店とともに無料点検・整備活動を実施。（千住警察署）

イ　自転車シミュレーター体験や自転車ストップ作戦において、ヘルメット着用が頭部保護に効果的であり、事故発生時には、命を守ることに直結することを呼びかけた。また、ヘルメットが高額であっても、安全基準適合マークが貼付されたものは区で助成があるなど、制度を利用してヘルメット着用を行うよう広報啓発活動を実施した。（西新井警察署）

ウ　小学校の自転車教室や各種キャンペーンで反射材や自転車安全利用のチラシ等を配布し、広報啓発活動を行った。（竹の塚警察署）






北千住駅西口・東、その他での自転車キャンペーン

実施機関	車両の安全性の確保		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・登	自動車の点検・整備の徹底	定期点検整備等の充実	足立自動車検査登録事務所との連携と整備不良車両の指導取締りの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署・検	自動車の点検・整備の徹底	不正改造車の排除	交通検問による不正改造車に対する積極的な取締り、広報啓発、情報収集の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
署・検	自動車の点検・整備の徹底	街頭検査、整備管理者研修等の実施	足立自動車検査登録事務所との連携と整備不良車両の指導取締りの実施	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通執行係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
区・署	自転車の点検・整備の啓発		自転車安全利用推進キャンペーン等を通じた普及啓発の推進及び販売店への広報活動	実施	→	→	→	→	継続実施
			【四警察署 交通総務係】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	

第５章　交通事故に伴う救助・救急体制の整備

１　救助・救急体制の充実（㊂・㊐・㊕）

（１）救助・救急設備等の整備　（三消防署）

令和７年中の足立区の交通事故に伴う、出場件数は２，６３６件で、搬送人員は２，３９１件であった。足立区内の消防署には、千住消防署に２台、足立消防署に６台、西新井消防署に６台、計１４台の救急車が配備されており、区内の救急需要に対応している。現場到着時間短縮を図るため、救急隊増隊等による体制強化を図るとともに、救急隊の効率的な運用等の検討を進める。

（２）救急告示医療機関との連携強化　（三消防署・各医療機関）

足立区内の救急告示医療機関及び３次救急医療機関である東京女子医大足立医療センターとの連携を強化することで、救命率の向上を図る。

（３）多数傷病者発生時の充実強化

ア　資器材整備
イ　消防救助機動部隊の充実
ウ　民間患者等搬送事業者との連携
エ　東京ＤＭＡＴ　（三消防署）

（４）応急手当等の普及啓発の推進

ア　応急手当普及用資器材等の整備　（三消防署）
イ　交通事故等の負傷者等救命・救護のための応急救護処置　（三消防署）
ウ　消防団員による応急救護指導の充実　（三消防署）
エ　学校教育における応急手当の指導　（三消防署）

地域特性に応じた応急救護訓練を実施することで、応急手当を普及するとともに、管内各事業所での救命講習を促進する。

（５）救急車の適正利用の推進　（三消防署）

東京消防庁全体では、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練などの応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「＃７１１９」東京消防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。

実施機関	救助・救急体制の充実	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
消	救助・救急設備等の整備	現場到着時間短縮を図るため、救急隊増隊等による体制強化を図るとともに、救急隊の効率的な運用等の検討を進める。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
消・医	救急告示医療機関との連携強化	足立区内の救急告示医療機関及び３次救急医療機関である東京女子医大足立医療センターとの連携を強化することで、救命率の向上を図る。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
消	多数傷病者発生時の充実強化	多数傷病者発生時の充実強化	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
消	応急手当等の普及啓発の推進	ア　口頭指導（応急手当アドバイス）を周知する。映像を活用した広報（live119、応急手当普及ＤＶＤ）については、救命講習等の機会をとらえて都民に案内し、応急手当実施率の向上に努める。 イ　地域特性に応じた応急救護訓練を実施することで、応急手当を普及するとともに、管内各事業所での救命講習を促進する。 ウ　電子学習室を併用した救命講習は講習時間が短縮されるなどのメリットがあることを案内し、ニーズに合わせた講習を推進する。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	
消	救急車の適正利用の推進	令和6年中の救急出場件数は、過去最高の９３万件を超えるなど、今後も救急需要の増加が見込まれる中、真に救急車を必要とする都民などに対応していくため、自衛消防訓練や防災訓練などの応急救護訓練、救命講習等の様々な指導の機会をとらえて「＃7119」東京消防庁救急相談センターを案内し、救急車の適正利用を促進する。	実施	→	→	→	→	継続実施
		【三消防署】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	

第３部　その他の施策

第３部では、東京都の交通安全計画も踏まえ、計画目標とは直接関係がないものの、総合的な交通安全対策として当計画に必要な諸施策について記載する。

施策	取組
第１章 被害者の支援	１ 交通事故相談業務の充実
	２ 交通事故被害者等に対する連絡制度
	３ 交通事故被害者等に対する救済制度
	４ 自動車損害賠償責任保険等への加入促進
第２章 災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保	１ 災害に強い交通施設等の整備
	２ 災害時の交通安全の確保
第３章 鉄道及び踏切の交通安全	１ 鉄道の交通安全
	２ 踏切の交通安全

第１章　被害者の支援

１　交通事故相談業務の充実　（足立区）

弁護士による無料の法律相談において、交通事故相談を受けている。交通事故相談件数は前年度より減少した。

実施機関	交通事故相談業務の充実	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区	交通事故相談業務の充実	交通事故相談件数	120	120	120	120	120	120
【区：区民の声相談課】実績値→			110	116	97	91	77	

２　交通事故被害者等に対する連絡制度　（四警察署）

交通捜査係と連携し、被害者支援制度に基づき実施。被害者・遺族等への情報提供など、交通事故担当専務員が窓口となって、支援を実施した。（四警察署）

実施機関	交通事故被害者等に対する連絡制度	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
署	交通事故被害者等に対する連絡制度	被害者・遺族等への適切な情報提供	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	

３　交通事故被害者等に対する救済制度　（足立区）

足立区応急小口資金貸付制度（昭和４８年１１月１日施行）により、区内に住所（３か月以上居住）がある方で、本人もしくは同居の親族が交通事故に遭い、被害者として当座の費用（医療費のみ）の調達が困難な場合、又は加害者（無免許運転、飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な行為者は除く）として、被害者に対する当座の医療費の賠償金の支払が困難である場合には、１５万円（特別の場合は３０万円）を限度に応急小口資金の貸付を実施している。

令和７年度における交通事故を理由とした貸付の実績は無かった。

実施機関	交通事故被害者等に対する救済制度	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区	交通事故被害者等に対する救済制度	応急小口資金貸付制度による貸付	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：福祉管理課】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	

４　自動車損害賠償責任保険等への加入促進

（１）原動機付自転車等の損害賠償責任保険への加入促進　（**四警察署**）

ア　あらゆる機会を通じて、保険の必要性を訴えた。特に自転車に関しても、最近では高額の賠償責任が発生している背景を訴え、損害賠償などの保険に加入するよう訴えた。（西新井警察署）

イ　各種講習時や免許更新時、キャンペーン時において実施した。（四警察署）

（２）自転車保険の加入義務化　（**足立区**・四警察署）

令和２年４月より、東京都及び足立区では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等へ加入することが、条例（※）で義務化された。

※　東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、足立区自転車の安全利用に関する条例

自転車保険の加入を促進するため、足立区でも令和２年度から区民交通傷害保険の募集を開始した。令和７年度で６年目となる。

区民交通傷害保険については、既加入者に対して勧奨用通知を送付し、また区ホームページ、ＳＮＳ、あだち広報へ掲載し、町会・自治会の掲示板や回覧板による周知を行った。

また、令和５年度募集分から金融機関での申込みに加え、ＷＥＢ申込みを開始した。これにより、従来の２～３月の募集期間だけでなく、年度途中での申込みも可能になることに加え、金融機関窓口の開いている時間だけでなく、24 時間いつでも申込み可能となるため、区民の申込機会を拡大した。

実施機関	自動車損害賠償責任保険等への加入促進	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・署	原動機付自転車の損害賠償責任保険への加入促進	あらゆる機会において加入促進の強化	実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通総務係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区	自転車保険制度の普及啓発	区民交通傷害保険の加入者数　※１	10,668	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
【区：交通対策課 推進係】実績値→			10,668	11,687	12,234	11,845	11,702	

※１：４月１日現在の実績値とする。

第２章　災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全の確保

１　災害に強い交通施設等の整備

（１）道路橋りょう等の耐震性等強化

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

国道事務所では、足立区内の道路橋りょうにおいて、要修繕箇所は確認されていないが、定期点検を適宜実施しており、今後も適切な点検を実施していく。

区では堀切跨線人道橋の補修工事を完了した。五兵衛橋架け替え工事においては、令和８年度中の架け替えに向け、令和７年度分の工事を完了した。

その他、補修工事には至らなかったが、橋梁補修設計６橋（ふれあい橋、入谷大橋、平成泉橋、桑袋大橋、蒲原橋、沼田橋）を完了した。

（２）災害に備えた広報啓発

（**足立区**・四警察署）

商業施設等で、大地震が発生した場合の対処や交通規制等を記載したパンフレット等を配布した。また、防災講演会でも大地震が発生した際には、人命救助や消火活動の支障になるため、車を使用しないことについての周知を行った。





実施機関	災害に強い交通施設等の整備	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	７年以降
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【国】橋りょうの補修	実施	→	→	→	→	継続実施
		【国：東京国道事務所】実績値→	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【都】橋りょうの補修	実施	→	→	→	→	継続実施
		【都：第六建設事務所】実績値→	実施	実施	実施	実施		
区・国・都	道路橋りょう等の耐震性等強化	【区】橋りょうの補修	２箇所	１箇所	２箇所	３箇所	３箇所	継続実施
		【区：道路整備課】実績値→	２箇所	０箇所	２箇所	３箇所	２箇所	
区・署	災害に備えた広報啓発	あだち広報、パンフレット、ホームページ、デジタルサイネージ等の広報媒体による広報・啓発活動の実施	実施	→	→	→	→	継続実施
		【区：災害対策課】実績値→	実施	実施	実施	実施	実施	

２　災害時の交通安全の確保

（１）緊急通行車両等の交通の確保

（**四警察署**）

ア　令和７年９月１日、上沼田交差点における環状七号線以内への流入規制訓練や、信号機滅灯訓練等を実施した。（西新井警察署）

イ　震災警備総合訓練に伴う交通対策訓練を通じ、大震災発生時における通行禁止規制と緊急交通路確保について、再確認を実施した。（竹の塚警察署）



国道４号線大震災時交通規制の看板

ウ　大震災発生時の交通対策として信号機滅灯時訓練を実施した。環状七号線大谷田陸橋交差点において、都心方向への一般車両の流入規制訓練を実施するとともに、緊急自動車専用路確保訓練、緊急交通路確保訓練等を実施した。（綾瀬警察署）

エ　震災訓練により、車線誘導訓練、信号滅灯訓練などを実施した。信号滅灯時には手信号による交通整理及び発動発電機による信号機点灯訓練を実施した。また、新人警察官に対する実践指導を実施した。（千住警察署）

（２）道路の障害物除去

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所）

（３）帰宅困難者対策

（**足立区**・国道事務所・都第六建設事務所・各鉄道事業者・四警察署）

震災発災時に北千住駅および綾瀬駅周辺に多数の帰宅困難者が発生した想定で、区や鉄道事業者、駅周辺関係施設等が協力し、駅周辺の混乱防止や滞留者の安全確保のための実践的な訓練を実施した。具体的には、情報発信（ビジョンの活用

等)、現地対策本部の設置、一時滞在施設までの避難誘導、および一時滞在施設の開設・受付手順の検証を行い、それぞれの地域における実効性の確認と課題の抽出を行った。また、台風や降雪の予報が出た際に、通勤・通学時に公共交通機関が乱れる可能性があることを注意喚起した。

【参加機関】

足立区、北千住駅前滞留者対策推進協議会、綾瀬駅等滞留者対策推進協議会

実施機関	災害時の交通安全の確保	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
署	緊急通行車両等の交通確保	緊急車両等の通行及び避難誘導のための緊急交通路の確保	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【四警察署 交通規制係】実績値→			実施	実施	実施	実施	実施	
区・国・都	道路の障害物除去	大量の帰宅困難者による混乱及び事故などを防止するため及び大量の帰宅困難者による混乱対策を強化し地域防災力向上を図るため訓練を実施	2回	2回	2回	2回	2回	2回
区・国・都鉄・署	帰宅困難者対策							
【区：災害対策課】実績値→			1回	0回	1回	2回	2回	
区・国・都鉄・署	帰宅困難者対策	ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、早く正確な情報提供を引き続き実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区：報道広報課】実績値→			実施	実施	15回	実施	実施	

第３章　鉄道及び踏切の交通安全

第３章では、区内各鉄道事業者の取組みについて記載する。

１　鉄道の交通安全

（１）鉄道交通環境の整備　（都交通局・各鉄道事業者）

ア　鉄道施設の安全性の向上

車両においては車両部、施設に関しては工務部や改良建築部が定期的に点検し、メンテナンスを行っている。（東京メトロ）

イ　信号保安設備等の整備

電気部社員において、定期的に保守・検査を実施している。日比谷線においては令和８年度に無線式列車制御システム（CBTC システム）を導入し、信号保安設備の更新を予定しており、導入により保守効率化、設備故障リスクの低減、遅延回復性能の向上が期待される。（東京メトロ）

（２）利用しやすい駅施設等の整備　（足立区・都交通局・各鉄道事業者）

ア　エレベーター等駅のバリアフリー化

「移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）」により、区内全駅について、鉄道事業者による段差の解消（バリアフリールートの確保）やバリアフリートイレの整備がされている。

イ　視覚障がい者誘導用ブロック、案内表示等

ウ　鉄道車両及び鉄道施設の様々な整備

設置推進していた車内セキュリティカメラが日比谷線・千代田線において直通他社の車両も含め設置が完了している。また、聴覚に障がいのあるお客様や訪日外国人のお客様に向けた駅構内の音声を多言語で文字表示できる「みえるアナウンス」を導入し、拡大させている。（東京メトロ）

（３）鉄道交通の安全に関する知識の普及　（足立区・都交通局・各鉄道事業者）

ア　令和７年度においては、前年度から継続して「しょうぶまつり＆世界の食広場」へ参加し、イベントやリーフレットの配布などを通じて、鉄道における安全啓発活動を行っている。また、滞留者対策合同会議への参加や、「足立の花火」開催時における安全確保への協力など、事故防止に対する地域との協力体制を強化している。（東京メトロ）

イ　全国交通安全運動（春・秋）において、沿線小学校に交通安全啓発に関する依頼文や下敷き等のグッズ（新入生向け）を配布している。また、沿線教習所に対して、交通安全啓発に関する依頼文を送付している。（京成電鉄）

実施機関	鉄道の交通安全		具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
				R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・都交・鉄	鉄道交通環境の整備	鉄道施設の安全性の向上	鉄道車両及び鉄軌道等鉄道施設の様々なメンテナンスの継続実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・都交・鉄	鉄道交通環境の整備	信号保安設備等の整備	信号保守設備等、電気設備の保守や検査を行い、輸送の安全に万全を期す	実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	エレベーター等駅のバリアフリー化	ホームドアの設置をする駅 （R３：竹ノ塚　R５：五反野 R６：小菅、梅島）	１箇所	－	１箇所	３箇所	－	－
【区：都市建設課】実績値→				１箇所	０箇所	１箇所	２箇所	０箇所	
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	視覚障がい者誘導用ブロック、案内表示等	「バリアフリー法」の基本方針の整備目標に沿って、駅施設のバリアフリー化を進める	整備目標に沿って	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・都交・鉄	利用しやすい駅施設等の整備	鉄道車両の整備	「バリアフリー法」の基本方針の整備目標に沿って、車いすスペース車内案内表示器の設置を進める	整備目標に沿って	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	
区・都交・鉄	鉄道交通の安全に関する知識の普及		沿線地域との交流を積極的に進め、事故防止等についてＰＲを実施	実施	→	→	→	→	継続実施
【区内各鉄道会社・東京都交通局】実績値→				実施	実施	実施	実施	実施	

※区内各鉄道会社のうち、一部で実施しているものについても「実施」としている。

２　踏切の交通安全

（１）踏切道の構造改良

（足立区・千住警察署・竹の塚警察署・各鉄道事業者）

踏切勉強会を実施した。また、ＪＲ及び東武鉄道と合同踏切事故防止キャンペーンを実施し、警報機が鳴り始めてからの通行の遠慮や緊急時には踏切の非常ボタンを扱うことなどを周知し、啓発グッズを配布した。

実施機関	踏切の交通安全	具体的な取組内容	目標（上段）・実績値（下段）					
			R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度	7年以降
区・鉄・千住、竹の塚警察署	踏切道の構造改良	関係部署と協議し、踏切道の安全確保に努める	都度実施	→	→	→	→	継続実施
【区：交通対策課 推進係】実績値→			都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	都度実施	